

第10回 IISORA シンポジウム 2019 福島

# 原発事故から8年、 「放射能公害」と飯舘村再生への闘い

主催：飯舘村放射能エコロジー研究会 (IISORA)

共催：NPO 法人エコロジー・アーキスケーブ

2019年3月23日(土) 13時～18時30分

場所：福島県青少年会館 大研修室 (収容人数 200 名程度)

参加者：どなたでもお気軽にご参加いただけます。

参加費：無料

協力団体：飯舘村写真展実行委員会、国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン、国際環境 NGO FoE Japan、原子力資料情報室、原発事故被害者相双の会、市民エネルギー研究所、日本環境会議 (JEC)、日本大学生物資源科学部糸長研究室、ふえみん婦人民主クラブ、福島の子もたちとともに・湘南の会、早稲田大学社会科学部家田研究室、BIOCITY (50 音順)

お問い合わせ / IISORA 福島シンポジウム事務局 tel : 090-6601-6786 email : sympo@iitate-sora.net

IISORA URL : <http://iitate-sora.net/>

絵：糸長浩司「天地亀裂連結+光誕生」  
カラージュ：藤島祥枝

## プログラム

- 13:00 開会あいさつ  
足尾と福島 ..... 菅井益郎 (IISORA)

- 13:20-14:50 避難と帰村の葛藤、コミュニティの再建へ向けて (1)

◇進行：浦上健司

- 生活・コミュニティ・農の再建 ..... 菅野哲 (村民)
- コミュニティ再生への試み ..... 横山秀人 (村民)
- 農と交流による再生 ..... 渡辺とみ子 (村民)
- ADR報告と農再生 ..... 長谷川健一 (村民)
- 村民による放射能測定 ..... 伊藤延由 (村民)

<休憩 14:50 - 15:00>

- 15:00-16:00 避難と帰村の葛藤、コミュニティの再建へ向けて (2)

◇進行：糸長浩司

- 子供達のためのリフレッシュ行動 ..... 高橋和幸 (村議)
- 飯館村再生の課題 ..... 佐藤八郎 (村議)
- ネットワークコミュニティの課題 ..... 佐藤健太 (村議)

<休憩 16:00-16:10>

- 16:10-17:50 ふるさと剥奪との闘い、除染土壌の再利用、被曝問題

◇進行：澤井正子

- 飯館村民集団 ADR の経過 ..... 飯館村民救済弁護団
- ふるさと剥奪への償いと集団訴訟 ..... 除本理史 (大阪市立大)
- 浪江原発訴訟、「集団 ADR から集団訴訟へ」 ..... 浪江町支援弁護団
- 除染土壌の村内再利用を考える ..... 糸長浩司 (IISORA)
- 動物・人への被曝影響研究の紹介 ..... 今中哲二 (IISORA)

- 17:50-18:20 総合討論

◇進行：糸長浩司

全登壇者

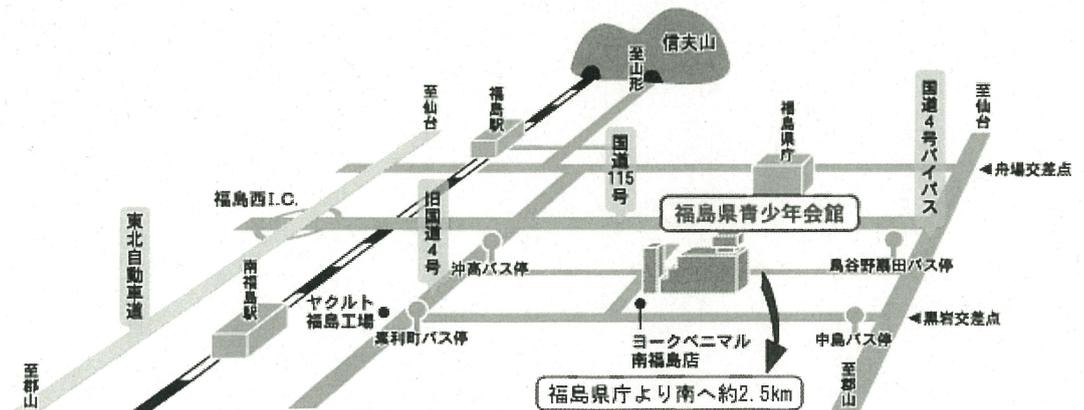
- 18:20-18:30 総括あいさつ

今中哲二、糸長浩司

○福島県青少年会館

<http://fukushima-youth.com/youth/access/>

〒960-8153 福島県福島市黒岩字田部屋 53 番 5 号



IISORA シンポジウム 20190323 於: 福島青少年センター

**東電福島第一原発事故から8年**

**真の文明ハ山を荒さず、川を荒さず、  
村を破らず、人を殺さざるべし。**

(1912年6月17日の日記『全集』13-260)

IISORA 菅井 益郎

1

**東日本大震災の被災者**

(『朝日』2019.3.11)

■東日本大震災 被災の状況 警察庁、復興庁調べ

	死者	行方不明者	震災関連死	避難者
岩手	4674人	1114人	467人	1028人
宮城	9542人	1219人	928人	4196人
福島	1614人	196人	2250人	3万2631人
全国の総数	1万5897人	2533人	3701人	5万1778人
	3月8日時点		昨年9月30日時点	2月7日時点

2019/3/17 IISORA 菅井益郎

2

**田中正造 (1841[天保12]~1913[大正2])**

1841 (天保12)年11月3日、下野国安蘇郡小中村に生まれ、若くして名主となる。

『栃木新聞』編集長、県会議員、衆議院議員、1891年最初の鉱毒質問、1900年「亡国質問」、翌年議員を辞職し天皇に直訴。04年谷中村入り、13(大正2)年河川調査の途上、佐野市吾妻村で死去。享年満71歳。



大正元年十月

2019/3/17 IISORA 菅井益郎

3

**デンキ開ケテ、世見(ママ) 暗夜となれり (田中正造)**

物質上、人工人為の進歩のみを以てせば社会は暗黒なり。デンキ開ケテ、世見暗夜となれり。然れども物質の進歩を怖るゝ勿れ。此進歩より更ニ数歩すゝめたる天然及無形の精神的の発達をすゝめば、所謂文質彬彬知徳兼備なり。日本の文明、今や質あり文なし、知あり徳なきに苦むなり。悔改めざれば亡びん。今已に亡びツゝあり。否已ニ亡びたり。

(1913年7月21日の日記『全集』13-532)

2019/3/17 IISORA 菅井益郎

4

**3・11から8年**

**福島原発事故は終わっていない**

- ◆ 今も、これからも続く「掛け流し、たれ流し」冷却
- ◆ トリチウム(H3)は薄めて流す?
- ◆ 溶融固化核燃料デブリは取り出せるのか?
- ◆ 廃炉の具体的方法見通しは立たず
- ◆ 不足する技術者、労働者→被ばくの危険
- ◆ 原発事故被害者の帰還困難

2019/3/17 IISORA 菅井益郎

5

**東電福島第一原発**

(190316 現在 google Earthより)



2019/3/17 IISORA 菅井益郎

6

## 除染は自然破壊、環境破壊だ

- ◆ 除染は“移染”であり、自然破壊、環境破壊だ
- ◆ 肥沃な表土をはぎ取る→農地土壌の破壊
- ◆ 山肌を削る→植生を破壊し、土砂災害の原因
- ◆ 汚染土壌の置き場→農地の破壊、農業破壊
- ◆ 汚染土壌はどこへいく？  
「仮仮仮」置き場から「仮仮」置き場へ  
「仮」置き場へ（3年間）→その後中間処理場へ

2019/3/17

ISORA 菅井益郎

7

7

## 飯館村の仮置き場



2019/3/17

ISORA 菅井益郎

8

8

## 行き場のない汚染土壌

- ◆ “除染”と“帰還強制”
- ◆ 2017年3月、避難指示区域の解除
- ◆ 進まぬ損害賠償、被害者抜きの補償決定
- ◆ 100ベクレルの規制基準が8000ベクレルに  
農地は5000ベクレルでも可？
- ◆ 不十分な中間処理施設・見通しのない最終処分場→汚染土壌の再生利用という欺瞞

2019/3/17

ISORA 菅井益郎

9

9

## 避難区域の状況(平成27年9月5日時点)



2019/3/17

ISORA 菅井益郎

10

10

## 経済の急成長は公害を前提

- 1) 富国強兵、殖産興業：  
官営工場・鉱山、生産第一主義
- 2) 外貨獲得産業としての産銅業：  
輸出の振興—商工立国論 vs 農業
- 3) 鉱毒洪水の合成被害：洪水の原因は煙害  
魚類の死滅、鉱毒被害の発生  
—農作物・稲の枯死

2019/3/17

ISORA 菅井益郎

11

11

## 松木村跡



2019/3/17

ISORA 菅井益郎

12

12

### 箕子橋堆積



2019/3/17

IISORA 菅井益郎

13

13

### 砂防と植林



2019/3/17

IISORA 菅井益郎

14

14

### 阿蘇郡植野村の毒土除去



第十六圖：栃木県安蘇郡植野村毒土除去

東海林、布川編・解説(復刻)『足尾銅毒 亡国の惨状』(伝説と現代社、1977)より。

2019/3/17

IISORA 菅井益郎

15

15

### 渡良瀬遊水池



2019/3/17

IISORA 菅井益郎

16

16

### 渡良瀬遊水池：旧谷中村跡



2019/3/17

IISORA 菅井益郎

17

17

### 公害とは「公益」を害すること

- ◆ 公益：人々の生活にとって共通に必要なもの
- ◆ 明治以降、政府は公益＝「国益」とみなす
- ◆ 日露戦争を境に「鉱農協調」に変わる
- ◆ 戦後は「公共」が前面に：公共事業
- ◆ 「公共の福祉」を標榜して進められた開発と環境破壊の歴史

2019/3/17

IISORA 菅井益郎

18

18

### 政府、鉍毒問題を治水問題に転換

- ・ 全国の鉍山地域への波及を防止(第二次鉍毒調査会の設置)
- ・ 利根川、渡良瀬川の改修工事
  - ・ 鉍毒洪水合成被害⇒洪水対策(遊水池)
  - ・ 谷中村廃村による鉍毒事件の潜在化
- ◆ 大正期の浮遊選鉍と鉍毒流下事件の頻発
- ◆ 別子銅山煙害事件との比較
- ◆ 戦時中の乱掘、反対運動の沈黙

2019/3/17 IISORA 菅井益郎 19

19

### 鉍毒問題の再燃⇒百年公害

- ◆ 1958(昭和33)年5月30日の源五郎沢堆積場の決壊
- ◆ 浦安事件(1953年)⇒水質二法の制定
- ◆ 7/10 渡良瀬川鉍毒根絶毛里田期成同盟会
- ◆ 同盟会の鉍毒反対運動と水質規制問題  
水質審議会:0.01(0.02)ppm→0.06ppm

2019/3/17 IISORA 菅井益郎 20

20

### 水口⇒水尻 (渡良瀬川鉍毒根絶太田期成同盟会)



2019/3/17 IISORA 菅井益郎 21

21

### 公害調停の内容

- ◆ 15億5000万円の損害賠償金の支払
- ◆ 山元の鉍毒流出防止施設の整備
- ◆ 被害地の土地改良→公害防除特別土地改良事業(1981~1999)
- ◆ 群馬県・太田市との公害防止協定の締結→将来の鉍毒被害防止
- ◆ 問題は土地改良事業費の負担割合  
→51%を加害者古河に、49%を政府と県

2019/3/17 IISORA 菅井益郎 22

22

### 「安全神話」信奉の結果

- ◆ 原発の安全性⇒煙突はなぜある?⇒もろくも崩れた五重の防護
- ◆ 原発の経済性⇒原発だけ特別条件で計算
- ◆ エネルギー安全保障⇒最も危険な立地と構造—ミサイル攻撃で日本全土が破滅
- ◆ 100万kW原発は1年間で広島原爆の1000発分の放射能をつくる

2019/3/17 IISORA 菅井益郎 23

23

平成23年)4月22日 金曜日 享平



『朝日』2011/4/22

2019/3/17 IISORA 菅井益郎 24

24

## 子どもの甲状腺がん増加→207人

第33回「県民健康調査」検討委員会資料  
(2018年12月27日開催)

- ◆ 2011/3/11当時、0～18歳の約37万人のうちおよそ30万人の検査、現在2巡目の検査中
- ◆ 2018年9月現在の甲状腺がん、悪性
 

悪性(疑い含む)	40人
確定(手術済み)	167人
計	207人

2019/3/17

ISORA 菅井益郎

25

25

## 避難者の選択の自由を認めよ

- ◆ 無理やり帰す政府の方針は被害者の基本的な人権を無視するもの
- ◆ 補償金を値切り、**避難指示区域を限定**し、被害者に負担させるやり方は非道である
- ◆ 東電福島第一原発事故の避難民は公害の被害者と同じ
- ◆ **加害者が罰せられず、何故被害者だけが負担を強いられるのか？**、さらに一般消費者も

2019/3/17

ISORA 菅井益郎

26

26

## 公害加害者・政府対応の特質

- ◆ 不作為(為すべきことをやらない)
- ◆ 隠す・データを出さない
- ◆ 嘘をつく・ごまかす
- ◆ わずかな補償金で被害者を黙らせる
- ◆ 原因を認めず責任を取らない
- ◆ あわよくばなかったことにする
- ◆ 百年公害を闘う意義

2019/3/17

ISORA 菅井益郎

27

27

## 不作為の典型

(『東京』2019.3.11)



2019/3/17

ISORA 菅井益郎

28

28

## 将来必ず起こる認定問題

- ◆ 労働者被ばく限度は100mSvから250mSvへ
- ◆ 食品: 370Bq⇒500Bq⇒100Bq
- ◆ 長期にわたる放射線の影響
- ◆ 因果関係の立証の困難性
- ◆ 健康被害、損害賠償の足切りと値切り
- ◆ **水俣病と全く同じ構造=すべて限定付き**  
症状、被曝期間、居住区域、補償基準等々

2019/3/17

ISORA 菅井益郎

29

29

## 公益々々と呼ぶも、 人権を去って 他に公益の湧き出る よしも無之と存じ候

1913年7月24日付け鈴木桂次郎宛書簡  
(『田中正造全集』19-271)

2019/3/17

ISORA 菅井益郎

30

30

# 生活の再建、コミュニティの課題、美しい村・農の役割を想う

菅野 哲

飯舘村民、飯舘村民救済申立団副団長

## 1. 飯舘村民の生活はどう変わったのか

- ・ 震災前の生活はどうだったのか
- ・ 震災後の生活はどう変化したのか
- ・ 避難の原因と現実をどの様に捉えるか。  
中西経団連会長の「原発再稼働」発言による村民(福島県民)の心痛はいかに？

## 2. コミュニティの変化と課題

- ・ 震災前のコミュニティの活動は村づくりに生きていた
- ・ 結いの精神の減衰
- ・ 新たなコミュニティの課題  
高齢者社会での将来は
- ・ 震災前の飯舘村民はどこに位置づけられるのか
- ・ ないがしろにされる飯舘村民の居所は

## 3. 新しい村づくりの課題と飯舘村民の位置づけ

- ・ 以前の美しい村は誰が維持していくのか  
家族の離散  
若者の離村
- ・ 移住者優先施策と既存文化の維持に想いを請う

## 4. 農の暮らしを維持するためには

- ・ 農地を維持する村民の高齢化と将来は
- ・ 生産物の流通の安全・安心と定着保証は誰が負う  
依然と深い放射能への不安と風評
- ・ 飯舘村の農業の復興はどのような形を想定しているのか？  
担い手の高齢化にどう向き合うか…



飯館中学体育館での東電事故説明会  
2011.4.30



仮設住宅地での共同菜園づくり支援(2011年夏～、  
EAS や小田原市民の支援)



福島市西部の荒井の荒廃農地開拓で飯  
館村共同菜園づくり 2012年～



福島市西部の荒井での蕎麦栽培



福島市の収穫祭に共同菜園の農産物販売



福島市荒井地区に新しい農園つき住宅建設



長野県小海町での凍み餅づくり「いいたて匠塾」 2013年～（EASの支援を受け）



飯館村「味噌の里親」プロジェクト活動



飯館村佐須の菅野哲農場での日大系長研究室との放射能測定とエネルギー作物等試験栽培 2014年～  
 左 高糖度ソルガム栽培  
 右 ソルガムの液を絞る作業  
 写真の一部は、系長提供

## コミュニティ再生への試み 改め ゆるやかなコミュニティを楽しむ

一般社団法人いいたてネットワーク 横山 秀人

### — 様々な村民交流の場を試す・継続する —

**失敗** 避難村民自治組織「いいたて未来会議」は本格活動前に解散  
平成29年12月 避難村民自治組織として村総務課より認定されるも、  
平成30年4月 村住民課より避難指示解除後の設立は認めないとの連絡  
(平成31年3月 すべての避難村民自治組織が解散)

**中止** 参加自由の「いいたて交流カフェ」4回で中止  
平成30年10～12月 テーマを決めての交流イベント実施  
3月までに10回の開催予定だったが、各回1～5人程度の参加で中止

**継続** 体験交流事業「生活に彩りと癒しプロジェクト」  
平成29年8月～14回実施 毎回アンケート実施。次回以降に反映。  
この事業は好評。平成31年度も実施して欲しいとの要望あり。  
ホームページ「いいたてネットワーク」<http://iitate-network.org/>

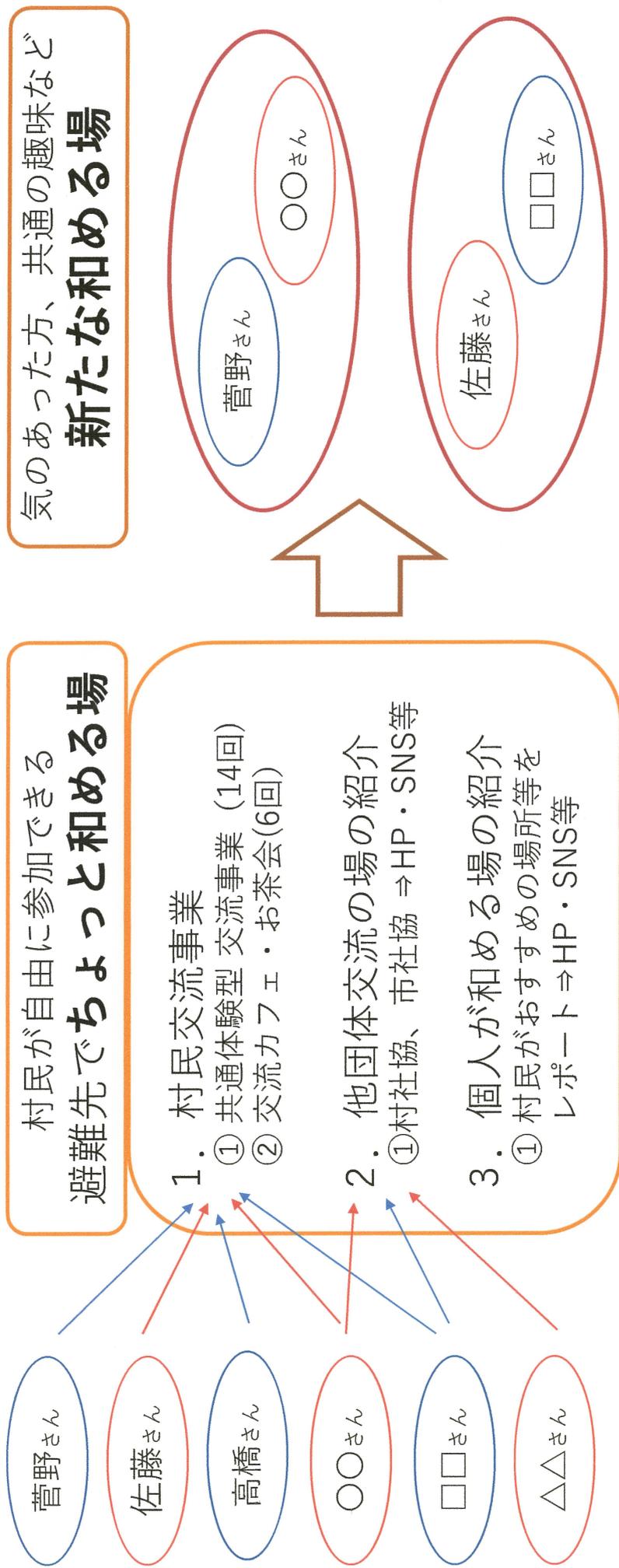
### わかったこと・感じたこと

- 「楽しさ」を共通体験すると、あいさつや会話が広がる。  
⇒ これって、ゆるやかなコミュニティのスタートじゃないかな。
- テーマを決めると、参加する村民が極端に少なくなる。  
⇒ 主催者のテーマ決定は、押し付け気味で失敗だったなと反省。

**試す** 福島市のカフェにて「お茶会」 ※テーマなし  
3月18日 「信夫山文庫で待っています。」 場所：本カフェ信夫山文庫  
3月23日 「極久里で会いましょう。」 場所：極久里珈琲福島店

# 避難先でちよっと和める場づくり事業

H31.3.8 作成版



事業運営：一般社団法人いたてネットワーク

支援団体：現在、複数団体と協議中

補助金：H31福島県へ補助申請予定

# 農と交流による再生



渡邊とみ子

# 世界に誇れる品種を世に出したいという夢に向かって



■経歴

1954年 福壽町生まれ  
 1993年「飯館村第4次総合振興計画」地区副計画  
 策定委員に就任し、地域の女性リーダー育成に取り組  
 む  
 2005年 イータテベイクじゃがいも研究会会長として、  
 飯館村オリジナル品種「いいいたて」で「ほちやちや」  
 「イータテベイク」じゃがいもの生産、販路に取り組み。  
 2007年「までい」工藤美彩恵人、立ち上げ、「いいいた  
 て」で「ほちやちや」の生産、販路に力を入れる。  
 2010年～2012年 農林水産省補助金として  
 「イータテベイク」の産地生産に関わり、産地として世の  
 中に出した  
 2011年以降、東日本大震災・原発被害により避難生  
 活を強いられるも、あきらめない心とたくまの経験によ  
 り、かーちゃんの力・プロジェクト協議会会長として活  
 2017年4月以降、避難先で新しい本業の「までい」工  
 藤美彩恵人、「いいいたて」で書つ集かほちやプロジェクト協  
 議会の活動に奮闘中

# 原発事故で全てが奪われた

## 飯館村の変わり果ててゆく姿



避難前のまでい工藤の姿



たった4か月で草だらけとな  
 る



2014年9月避難前



かつてのまでい工藤美彩恵人  
 休養農場



農場は壊れたがまだ草だらけの  
 畑となっていた

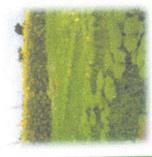


毎日先祖畑はどういう状況で  
 この風景をみているのだろうか

# 2011年飯館村は全村避難となったが、あきらめないで奮闘ぎに頑張った！



までい工藤美彩恵人の畑もなかつた  
 4か月で草だらけとなる



福壽町に畑を借りて園ま  
 くが、田んぼだったところ  
 でコロナの土に避難計画



それでも葉をつけてくれ  
 てホホに園をあげた



避難先の方々はひな壇に



研究会の仲間達や村人も集まった



仲間達とこの笑顔に励まされた

**節かゆ種には芽が出ない**

**遊休農地と耕作放棄地を借りて栽培**



畑の土に触れるとつい笑顔になつて。



今年も芽が出ますよ！と一粒一粒思いを込めて



どんなに難しい思いをしてもあきらめないうで働いたら



どんなに遠慮な条件でも芽を出してくれた。

5

**思いは連鎖して全国に広まる**

**いいたて雪っ畑ファンクラブが作られた**



野菜ソムリエチームふくしまの方々と



畑に年に何度も足を運んで一緒に作業をしていただいた



調布での収穫祭で



イベントでの販売のお手伝い

調布での収穫祭で交流会

6

**思いは連鎖して全国に広まる**



連野の生産者



山形県に連鎖した仲間農場



熊谷市の生産者



ビーンズふくしまの体験受け入れ



H I Sのスタディツアー受け入れ



調布での収穫祭で交流会

7

**思いは連鎖して全国に広まる**

**全国の生産者さんを訪ねて**



神奈川県栗葉山の生産者さんと



いいたて雪っ畑公式アンバサダー 藤本氏



長野県の実産者さんと



東京都町田市の生産者さんと



古閑町の生産者さんと



東京都八王子の畑で

8

思いは連鎖して全国に広がる

いいいて雪っ糠の広がり



プロの料理人さん達の収穫体験ツアー  
いいいて雪っ糠公式アンバサダー兼渡氏  
プロの料理人さん達を案内で



宮城県宮崎市で小学生が生産したいいて雪っ糠を使ったスイーツが販売・トーク  
ショーに参加



飯館村のイベント出席に参加



まつの雪っ糠野菜BOXに



イオンさんでの店頭販売開始

未来に向けてこれからの活動

2017年3月31日で避難解除・4月1日から飯館村の畑で栽培開始



避難前の作付の様子  
避難で荒れ果れた畑  
除染は終わっても肥沃な土は  
奪われてしまった。  
まずは土作りと鳥獣  
害対策から



飯館村での営農準備をするには届出が必要で、土の放射性物質の検査、土の成分検査をして施肥指導を受け付けて初めてできます。2017年はH・I・Sのスタスタツアードで畑づくりから種まき、収穫の体験受  
東電のボランティアの方々が種・雑対策の電線支柱の設置をしてくれたおかげで被害が防げ、無事収穫まで至りました。改めて感謝で作れたことに感謝の思いでした。

未来に向けてこれからの活動



飯館村の農場で作られた「いいいて雪っ糠」も、心配された放射性物質は基準超えをする物はなく、飯館村の道の駅での販売が出来ました。勿論、種や種の皮、油からも不検出。  
全国に「いいいて雪っ糠」を栽培したいという方々も増えてきた。イオンさんの協力を得て、イオンさんでの店頭販売も出来た。需要と供給のバランス、後継者づくりが課題である。

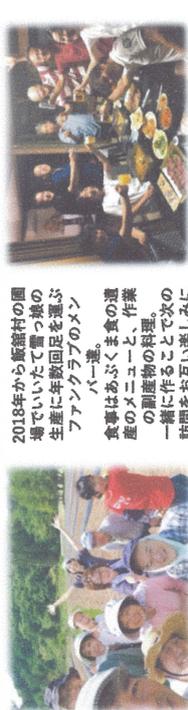
食と農の交流による再生

今後、二地町居住で暮らすにはこの家、この場所からの収入を得ないと年金生活の中での暮らしは厳格してしまう。



夫をなくし、二人で一緒に夢見た民泊が民泊をいつかこの場所でもやりたい!

食と農の交流による再生



2018年から飯沼村の圃場で「いたて雪っ娘」の生産に年数回足を運ぶファンクラブのメンバー。

食事はあぶくま食の遺産の副産物と、作業の副産物の料理と一緒に作ることで次の訪問をお互いに楽しみにしている。



あぶくま食の遺産メニュー

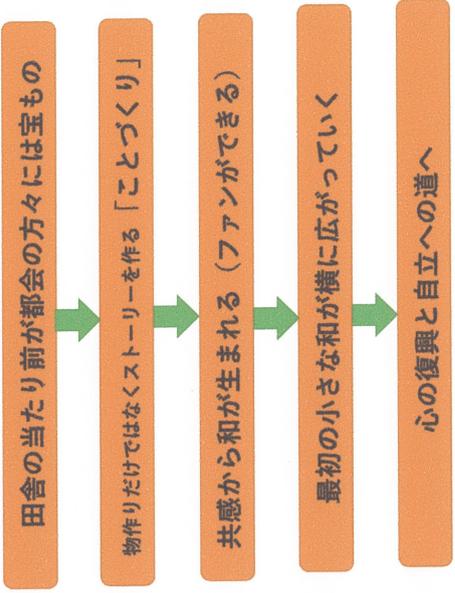


「いたて雪っ娘」の芯止め作業の副産物で一品

「いたて雪っ娘」のポン酢和え

自分の持っている知恵や技を惜しみなく提供するおもてなしが響かれている。

まとめ（この間の実践活動から）



# ADR報告と農再生

長谷川健一

飯舘村民、飯舘村民救済申立団団長



飯舘村民救済申立団 結成

二〇一四年



飯舘村民へのADR参加・聞き取り調査  
飯舘村民救済申立団による 二〇一四年



飯舘村前田地区 除染済農地での蕎麦栽培 2018年



飯舘村前田地区 除染済農地での蕎麦栽培作業・耕うん、収穫（農業機械は国からの無償リース）2018年



飯舘村前田地区「前田明神そば生産組合」のそば乾燥調製施設（国からの無償リース） 2018年

2019.3.23 第10回飯館村放射能工コロジー研究会

# 飯館村を測って8年とこれから

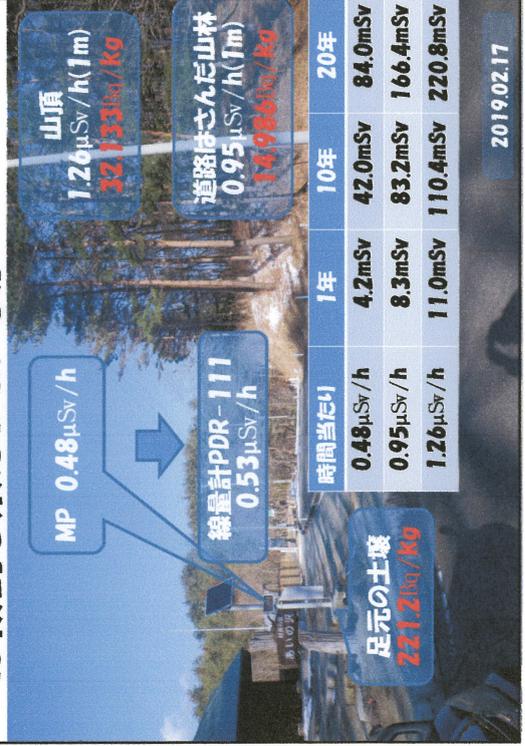
1. 除染の効果と限界
2. MPの役割は？
3. 家の周りは？

伊藤延由  
飯館村民

高木基金面賛資料

1

## MPは役割を果たしているか



3

## ふぎのとうと土壌 2018

対象8カ所は全て除染対象範囲

No	採取場所	採取日	μSv/h		Bq/kg		備考	
			空間線量率 1cm	1m	非破壊	破壊		Ge
1	野手林300	4/3	2.92	1.58	51.3	61.1	70.1	9.885
2	沼平	4/3	1.83	1.48	14.7	31.2	36.6	18.586
3	村道(東)	4/3	2.03	1.20	73.9	98.1	111.8	28.323
4	村道(西)	4/3	1.62	1.27	56.9	93.5	100.0	12.277
5	野手上山 駐草場	4/3	1.60	1.46	57.8	64.8	81.8	20.349
6	藤平	4/4	2.64	1.56	65.3	90.6	92.1	11.164
7	佐須	4/4	0.37	0.43	ND	27.4	9.6	843
8	新田川沿い	4/1	1.76	1.2	273.7	359.6		22.927

2



4

# 子どもの甲状腺被曝との葛藤

高橋和幸（村会議員）

☆ 甲状腺被曝した子ども

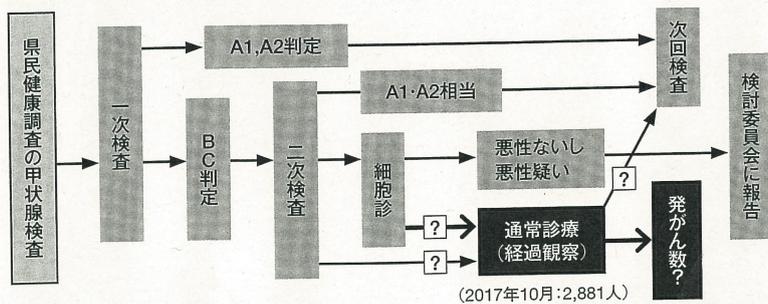
☆ 戻れない子ども達と家族の葛藤

☆ 子ども達の将来のために

以下 資料は、糸長浩司の責任で作成した。

- NPO 法人「3・11 甲状腺がん子ども基金」（崎山比早子代表理事）は 2017 年 3 月 31 日に、福島県の公式データにはない事故当時 4 歳児に療養費給付を発表。  
事故当時 4 歳の男児、福島県民健康調査 2 巡目検査で 2 次検査を受診  
→経過観察後 2015 年に穿刺細胞診で悪性診断 →2016 年、甲状腺の摘出手術
- 2018 年 3 月の福島県の「甲状腺検査サポート事業」（2015 年 7 月～）で医療費受給した患者 233 人  
手術後に甲状腺癌ではなかった 5 人を除く、228 人が甲状腺がん患者。福島県議会で判明。  
検討委員会のデータと合算で 273 人の福島県の子どもが甲状腺癌。

図2 福島県における甲状腺検査の流れ



- 調査概要にある経路
- 調査概要にない経路
- ? 基準・数共に不明

- A1: 結節、嚢胞なし
- A2: 5mm以下の結節又は20mm以下の嚢胞
- B: 5.1mm以上の結節又は20.1mm以上の嚢胞
- C: ただちに二次検査を要する

表1 福島県民健康調査甲状腺検査結果（第30回検討会資料より）

	一巡目検査 (2011~2014年)	二巡目検査 (2014~2017年12月)	三巡目検査 (2016~2017年12月)	計
悪性ないし悪性疑い	116人 (2016年3月迄)	71人 (2017年6月迄) 一巡目検査結果 A1:33人、A2:32人、 B:5人 一巡目検査未受診:1人	10人 (2017年12月迄) A1:1人、A2:6人、 B:1人 二巡目未受診:2人	197人
男女比 事故時年齢 (平均)	39:77(1:2) 6才~18才 (14.9±2.6才)	32:39(1:1.22) 5才~18才 (12.6±3.2才)	6:4(1:0.67) 6才~16才 (10.7±2.7)	
手術結果	102人 乳頭がん:100人 低分化がん:1人 良性結節:1人	52人 乳頭がん:51人 その他の 甲状腺がん:1人	7人 乳頭がん:7人	がん確定: 160人 良性1人
腫瘍サイズ	5.1~45.0mm (13.9±7.8mm)	5.3~35.6mm (11.0±5.6mm)	8.7~33.0mm (14.0±7.2mm)	

- 註
- 赤字は一巡目の結果
  - 国立がんセンターの統計では、0~18歳の甲状腺がん一人~2人/100万人/年
  - 1巡目検査: 受診者300,476人当たり115人 (発症率にして数十倍の多発)
  - 2巡目検査: 受診者270,431人当たり71人 (途中)
  - 3巡目検査: 受診者179,038人当たり10人 (途中)

図表は『BIOCITY』75号（東日本大震災、復興の光と影）（2018年7月）、崎山比早子 論文より抜粋

## ネットワークコミュニティの課題

佐藤健太  
(村会議員)

## 村の人口推移

2011 3.11	6,509名	1,700世帯
2018 3.1	5,850名	2,510世帯
2019 3.1	5,661名	2,393世帯
村内居住者		
2018 3.1	618名	320世帯
2019 3.1	1,034名	517世帯

1

## 避難状況

県外避難		
2018 3.1	297名	156世帯
2019 3.1	261名	143世帯
県内避難		
2018 3.1	4,934名	2,032世帯
2019 3.1	4,363名	1,730世帯

2

## 避難状況

仮設住宅	9ヶ所	138名
借上住宅・公的宿舎・復興住宅	899名	480世帯
期限	平成31年 3月末	
住宅取得(老人ホーム・病院含)	3,326名	1,172世帯

3

## 学校について

就園・就学人数	114名
震災がなかった場合	743名

4

## 除染廃棄物について

平成31年1月末での仮置き場

83ヶ所(102ヶ所)  
193万袋(251万袋)

運び出し58万袋

仮設焼却施設へ 42万袋  
中間貯蔵施設へ 16万袋

5

## 復興予算について

村一般会計予算

本来 約40億円前後

平成29年度	212億円
学校・スポーツ公園・道の駅・葬祭場	
平成30年度	131億円
道路バイパス工事・移住定住交流支援	
平成31年度予算	143億円
農地整備・交流広場整備・村道整備	

6

1 県内外の避難者数および村内居住者数

県外避難者数

都道府県名	避難人数	避難世帯数
1 北海道	30	12
2 宮城県	36	23
3 山形県	8	5
4 茨城県	10	9
5 栃木県	32	12
6 群馬県	6	3
7 埼玉県	33	13
8 千葉県	21	13
9 東京都	26	22
10 神奈川県	30	15
11 新潟県	3	2
12 山梨県	1	1
13 長野県	3	1
14 静岡県	5	2
15 愛知県	1	1
16 三重県	1	1
17 京都府	5	1
18 大阪府	1	1
19 岡山県	5	2
20 徳島県	1	1
21 大分県	1	1
22 鹿児島県	1	1
23 沖縄県	1	1
合計	261	143

村内居住者

	人数	世帯数
1 帰還	905	439
2 村内避難	1	1
3 転入	90	43
4 出生	1	0
5 未避難	7	4
6 いいたてホーム	30	30
飯館村内	1,034	517
不明	3	3

県内避難者数

自治体名	避難人数	避難世帯数
1 福島市	2,855	1,098
2 会津若松市	7	4
3 郡山市	42	24
4 いわき市	13	9
5 白河市	5	2
6 須賀川市	3	2
7 喜多方市	5	1
8 相馬市	200	83
9 二本松市	69	26
10 田村市	13	5
11 南相馬市	381	167
12 伊達市	341	125
13 本宮市	6	3
14 桑折町	5	2
15 国見町	7	5
16 川俣町	364	151
17 大玉村	17	6
18 下郷町	1	1
19 南会津町	1	1
20 北塩原村	4	1
21 猪苗代町	4	1
22 中島村	5	2
23 矢吹町	1	1
24 玉川村	1	1
25 小野町	2	2
26 新地町	11	7
合計	4,363	1,730

避難者合計	4,624	1,873
-------	-------	-------

合計	5,661	2,393
----	-------	-------

2 県内施設別避難者数

仮設住宅

施設名	避難人数	避難世帯数
1 伊達東仮設住宅	18	10
2 旧飯野小仮設住宅	21	9
3 旧明治小仮設住宅	4	2
4 国見・大木戸仮設住宅	3	2
5 国見・上野台仮設住宅	0	0
6 松川仮設第一住宅	36	23
7 松川仮設第二住宅	17	10
8 旧松川小仮設住宅	7	4
9 相馬西仮設住宅	32	18
合計	138	78

各施設

施設名	避難人数	避難世帯数
1 公的宿舎	39	19
2 借上住宅	627	337
3 復興公営住宅	233	124
合計	899	480

施設合計	1,037	558
------	-------	-----

住宅取得、老人ホーム、病院、親族宅等

施設名	避難人数	避難世帯数
1 住宅取得・親族宅等	3,310	1,156
2 老人ホーム・病院	16	16
合計	3,326	1,172

県内合計	4,363	1,730
------	-------	-------

# 復興計画第5版から第6次総合計画へ

## いいたて まいでいな復興計画 (第5版)

### —ネットワーク型の新しいむらづくり—



「平成26年度 草野・飯館幼稚園はっぴよう会」

## 「ネットワーク型の新しいむらづくり」

今回の原子力災害は、通常の自然災害と違いアンケートの調査結果にもみられるように、避難指示が解除されても、村民それぞれの考え方や事情があり、帰村は容易ではありません。村に戻っても、村民の生活や働き方も被災前から大きく変わらざるを得ません。戻る人の力だけの村での生活再建は厳しい状況であると言えます。

今回の計画では、村内外に分散することになる村民や、村を応援したい外部の人が、互いに協力し、助け合って今後の村民の生活の基礎を築く、「ネットワーク型の新しいむらづくり」を提案します。

避難指示が解除になっても・・・

- ・生活基盤が村外に移り、すぐには村には戻れない
- ・子どもの健康への不安があり、戻れない
- ・戻っても、暮らしていけない職や生きがいがない
- ・高齢で村での生活に不安がある
- ・介護が必要で、一人で村には戻れない



大事なことは、

- ・村民それぞれが、それぞれの場所で自分の生活を回復すること
- ・家族や村民同士の絆を保つこと
- ・困っている人をみんなで見守り、助け合えること
- ・ふるさと“いいたてむら”を再び安心して暮らし、訪ねられる場所にする



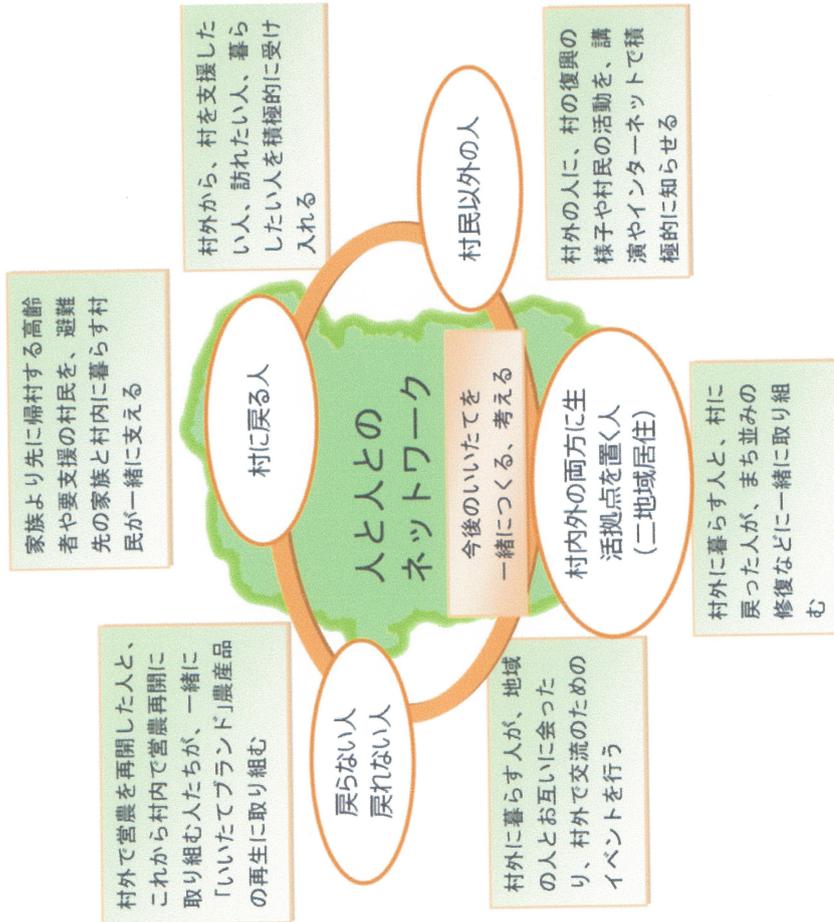
そのために、今から進める「ネットワーク型の新しいむらづくり」

- ・村に戻る人も、すぐには戻れない人も、村民同士で力を合わせる
- ・それぞれの立場、できる範囲で“いいたてむら”の再生に関わる
- ・高齢者や要介護者を、地域やまわりの人みんなが支える
- ・避難先で村民が築いた基盤を、村民の新しい“財産”として活用する
- ・“いいたてむら”を支援してくれる外の力を活用する



平成27年6月17日  
飯館村

## ネットワーク型の新しいむらづくりのイメージ



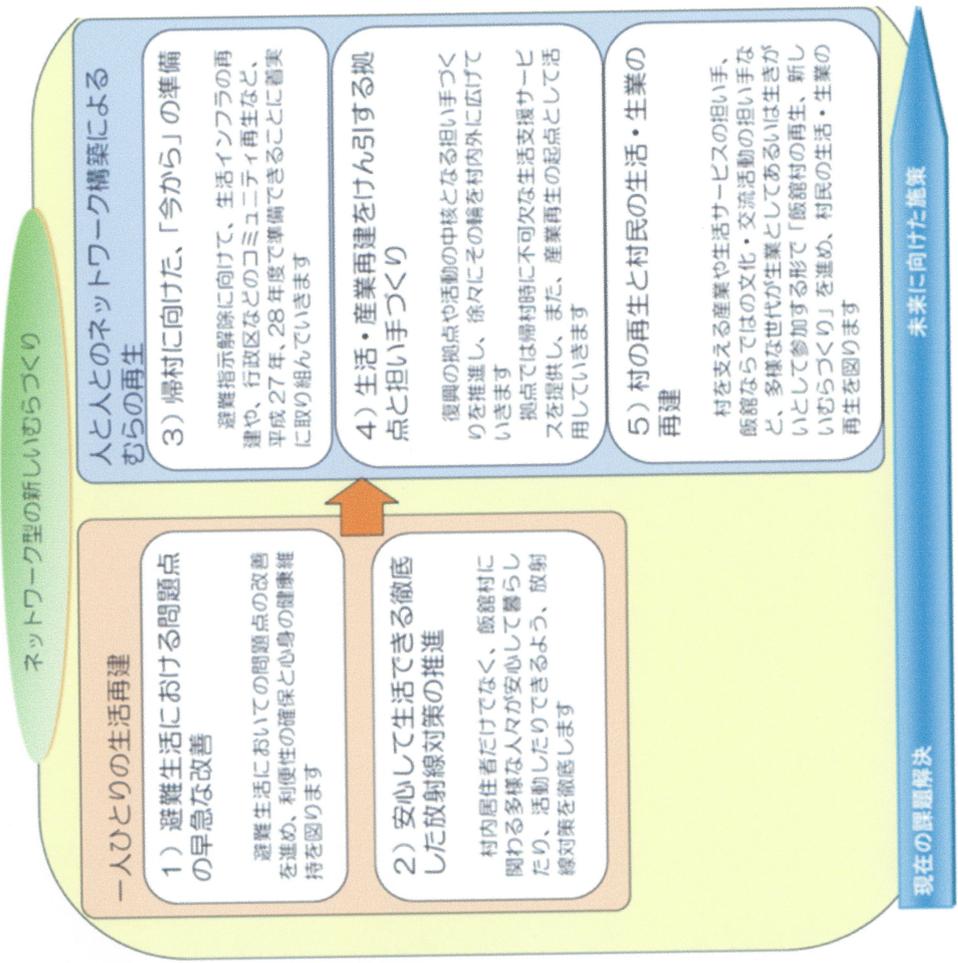
避難指示解除後、家族によって村内外に分かれて暮らすことになるかもしれません。村に戻る村民と、避難先に生活を基盤を置く村民が、互いに助け合って、それぞれの生活再建を進めていくことが必要となります。また、被災後に村民が村外で築いた基盤を、これからのむらづくりの新たな強みとして活かしていくことも必要です。

応援をしてくれる村外の人も含めて、多くの人が関わっていくことで、村民の生活再建や雇用回復を進めていく、というのが「ネットワーク型の新しいむらづくり」の考え方です。

## 2. (第5版)における復興の考え方

「ネットワーク型の新しいむらづくり」の実現には、基礎となる一人ひとりの生活の再建と、人と人とのネットワーク構築による、村の再生に向けた取り組みを同時に進める必要があります。

今回の計画では、平成27年度から28年度にかけて実施する、当面の取り組みについて、以下の5本の柱を中心に取り組みます。



### 一人ひとりの生活再建

1) 避難生活における問題点の早急な改善  
避難生活における問題点の改善を進め、利便性の確保と心身の健康維持を図ります

2) 安心して生活できる徹底した放射線対策の推進  
村内居住者だけでなく、飯館村に関わる多様な人々が安心して暮らし、活動したりできるよう、放射線対策を徹底します

### 人と人とのネットワーク構築によるむらの再生

3) 帰村に向けた、「今から」の準備  
避難指示解除に向けて、生活インフラの再建や、行政区などのコミュニティ再生など、平成27年、28年度で準備できることに着実に取り組んでいきます

4) 生活・産業再建をけん引する拠点と担い手づくり  
復興の拠点や活動の核となる担い手づくりを推進し、徐々にその輪を村内外に広げていきます  
拠点では帰村時に不可欠な生活支援サービスを提供し、また、産業再生の起点として活用していきます

5) 村の再生と村民の生活・生業の再建  
村を支える産業や生活サービスの担い手、飯館ならではの文化・交流活動の担い手など、多様な世代が生業としてあるいは生きがいとして参加する形で「飯館村の再生、新しいむらづくり」を進め、村民の生活・生業の再生を図ります

現在の課題解決

未来に向けた施策

## ウソとごまかしで人命無視続ける。

計測最初の放射線量は 44.7 マイクロシーベルト、3/19 は 12~16 マイクロシーベルト付近で推移。浄水場の水は 3/20 で 965 ベクレル、3/21 は 492 に下がったが、3/23 のスピーディー発表により、30 km 圏外でも、村全体に影響が大きいことがわかったし、3/24 には稲・野菜など作付けできるのか、風評被害を受けないのか、商工業者の中では、飲食店休業、工場製品も取引停止となった 3/30 のお知らせでは、水は飲まないで下さい。井戸水検査始めますと、放射線に関する講習会の内容として、「健康に害無く村で暮らせませす」が、畑・田は耕さないでください。牛は屋内で飼育とのこと。一方で村内一番放射線量が高い地区では 17.3 マイクロシーベルトであります。

飲料水配布、ガソリン割り当て給油。児童・生徒・教員 673 名中、544 名が村外に避難しているし、消防団員も自分の仕事にもどることになったのです。4/4 になり線量の高い 3 地区の方々が村内の施設へ避難となり 4/7 のお知らせ版で村長から村民へのメッセージとして「危険地域なのに、なぜ村民を避難させないのか」の声があるが、生命や健康を第二に考えながら、村民一人一人の暮らしを守ることに努めているとし、放射線量は平均 6.13 マイクロシーベルト、各地区 12 か所は地上 1m では、5.99~25.1。1cm では 8.20~30 以上と実測値が示されています。

## 村民の要望無視して新・安全神話づくり進める

そんな中、4/9 に村長名で、農林水産大臣に提言書として、「本村は反核の旗手になるつもりはない」と文書提出したのです。このことは、「もう原発はいらない」とする放射線をあびて被害を受けている村民の意思を裏切るものであります。

4/10 になって、政府が放射線量を積算し検討して、飯館村全体が危険であるので避難が必要と村長に話があり、村長は受け入れないと返事してきたと報告された。私たち 2 団体、願いを文書にして、全村民の早い避難などを要望致しましたが、村長の声、願いを文書にして、村の存続にとってリスクが大きいとし 4/22 の「計画的避難区域」指示があるまで、「避難させないでほしい」と言動を行い、指示後は村内での 9 事業所操業・雇用の場として、村民による「地域見守り隊」を実現させています。

政府の柔軟な対応は、いつになるかわからない原発事故収束と補償。現実に必要な避難しての生活費などへの心配と不安により、現在でも高い放射線量を示す村内を働く場として望まれたのです。原発事故前は、年間線量は 1 ミリシーベルトが、現在は 20 ミリシーベルト (20 倍) までは学者によっては 50~100 でもとマスコミ報道され、県・村アドバイザーの講師は、健康にただちに影響ない量とか。国際放射線防護委員会の報告では、緊急時は年間 20~100 ミリシーベルト、事故収束後は 1~20、長期的には 1 ミリシーベルトに戻すべきとされています。

## 平和 9 条・生存権 25 条生かす闘いを

### 一東京電力福島原発事故体験して一

福島県飯館村 佐藤八郎  
2019年3月23日

私の住んでいた飯館村は、総面積 230km<sup>2</sup> で約 75% が山林です。米・畜産・野菜・タバコ・花卉生産し、人口が 6,170 人の高齢化率 30.4% で、年間平均気温が 10℃、降水量 1,800mm 前後で「ヤマゼ」の吹く冷涼な気候であり、歴史的には 3~4 年に 1 度の冷害に悩まされ、晩霜は 5 月中旬までであり、冬は雪は少ないが寒さは -15℃ 前後となることがあります。

## 大空から降散された放射性物質 (危険毒物) による被ばく

2011 年 3 月 11 日午後 2 時 45 分から断続的に強烈なゆれが発生し、生活に必要なライフラインの水道・電気・電話が使えなくなりました。初めは原発事故について加害者 (国・東電) から知らせがなく、電力・水道・電話など回復してガソリン・灯油確保がされる中で、浜通りの「津波被害者」避難受け入れを村として決定し、関係者 (役場職員・消防団・婦人会・社協・ボランティアなど) スタッフ 100 人以上の運営の中で、3 月 16 日までに 1,610 人の避難者受け入れをし全村あげて炊き出し支援を実施したのです。

しかし、飯館村にはすでに濃度高い放射性物質が全村に飛散していたのです。(別紙参照) 避難者受け入れに関わった多くの方々には「放射性物質含む飲食物」提供し、自分達も飲食することで「内部」「外部」と二重の被ばくをしたのです。

一方で村民の中には自己責任で情報得た方 (特に子ども、若い人、弱者など) を中心として、約 60% 近くが自主避難をしたのです。

村は、村民の要望にこたえることなく、「避難しないで暮らす」選択をし、全国から学者・医師などを村に呼んで「放射能」の安心・安全論を村民に教示 (自主避難者も経済的など大変さに追い込まれ、大丈夫ではと帰村) したのです。

原子力発電所から 30~50 km の飯館村では歴史の中で「原発事故」「放射能」関係する講演会や防災訓練など実施されたことはありません。知識ないことを良いとし「住み続けさせる」「被ばくさせる」ことを国・県・村も推進したのが事実であります。

村が村民の強い要望にこたえて避難開始したのは 3 月 18~19 日 (事故発生 1 週間後、314 名が栃木県鹿沼市へ) であり、国の避難指示ある 4 月 22 日までは学者・医師などによる「ただちに身体に影響ない」村民集会が続けられました。

現在は「リスクが見えにくい社会」とされていますが、私としては、このまま住み続けると危険なので避難区域と支持されたのですから素直に受け止め、健康を守り、地域コミュニティを保ちながら避難することであり、これ以上放射線をあびないようにすることだと考えていました。

### アメリカ言いなりで日本は大丈夫なのか。

東日本を襲った大震災・大津波そして東京電力と原子力発電所建設をしてきた政府の起こるべき事故となった原発事故は人災であります。

世界人口の7割近い人々が友好協力条約のもとに、平和・友好関係を広げている中で、日米両政府は、安保を軍事同盟として国民に認知させ、アメリカとの戦争体制を強化しようとしています。例として在日米軍基地を見ると①米空母の母港が置かれ②「陵りこみ部隊」といわれる米海兵隊の前進基地も置かれ③首都東京に広大な横田米軍基地も置かれています。

日本の防衛のため、他国から侵略を受けたくないためとしているが、現実には日本の安全を守るのではなく、戦争に巻き込まれる危険が増大しています。

みなさんもご存知でしょうが、米兵の家族住宅、小中学校、教会、販売所、ダンスホールといった生活・娯楽関係施設、戦闘機シエルトターや滑走路などの戦闘施設建設、さらには米軍の水光熱費、訓練移転費の分担として総額6兆円の予算支出をし、グアムへの移転では、米軍住宅1万人分、電気・水道代・ゴミ処理施設など総額7,000億円を日本政府（公費）として負担したのも事実であります。

### 安全性を十分に考えないまま開発された原発

原子力発電所のおいちは、1980年代に核エネルギーが発見され、爆弾ができていかに研究が進められ、1945年に最初の原爆実験にアメリカが成功し、造った原爆のウラン型を広島(8月6日)、プルトニウム型を長崎(8月9日)に落としましたのです。

核爆発を原子力エネルギーとして経済に利用するためとして、アメリカ海軍が1954年には、原子力潜水艦の動力炉として軍用に開発し、そして民間に原子炉として転用したのです。

本来であれば、災害の危険が絶対にならない、放射能の心配がなくなるまで研究を尽くして実体化するのが当たり前であるが、もともと戦争のためなので、安全性を十分に考えないまま開発されたために、原子炉の弱点が現在の原子力発電にそのまま残っているのです。(安心・安全性無視、危険性有り)。

マスコミでは「かくす」「ウソつく」「過小評価」要するにウランの核燃料を燃やす。運転を止める時は制御棒を差し込んでウランの核反応を止めるが、しかし核分裂の生成物は熱を出し続けるので、絶えず水で冷やさなければ、熱が出っぱなしになり、30分でとけだしてバラバラになり、2時間で原子炉が壊れてしまいます。福島原発は電源が全部失って水が止まり事故発生しました。

電気をつくるため燃やした燃料の後始末ができないので、青森県六ヶ所村の施設に送るか、原発に保存しておくしかない、そのために発電所にプールをつくって貯蔵していますが、いざというときには核事故の発火点になるのです。

### 放射性物質除去できなくて人々の復興・地域の再生はできません

「見えない・臭わない」物質の除去(除染)なので、加害者達は十分な協議の上に、除染工事をして避難させた人々を帰還させる行程を考え出しています。

そもそも世界中で放射性物質除去の確立した技術がありませんし、処理するふりは出来ませんが、まだまだ不安定なものであるのが真実なのです。

福島県内での各市町村の除染の違いがありますが、飯館村では除染においても地区によって分断され、汚染物量も後年度になるほど少なくなり、工事期限を守ることが追及されています。昨年末には、住宅周辺完了しているが線量高い所なので国に要望中としています(国・村が言う除染面積は約15%残りの約85%は放射性物質置いたまま終わり)。一方では、村に帰村する村民の為の事業が準備され、村民各自が「自己責任」で生きるよう求められています。

村民税、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険で減免の割合を決め、固定資産税は平成32年(2020年)まで減免が継続されます。

基幹産業が農業なので、村内での農業再開支援についてですが、

・平成29年度に村内で農畜産物を作付・飼養する場合は、以下の事項を厳守して下さい。

#### 【村内での作付・飼養にかかる必須条件】

- ア) 除染完了農地・施設等を使うこと (屋外にあった資材・堆肥等は使用禁止)
- イ) 届け出をすること (様式は別途配布)
- ウ) 放射性物質対策(カリ剤の散布等)を確実に実施すること
- エ) 生産物は全て放射性物質検査(県・村等:無料)を受けること

・なお、食品放射能の基準100ベクレル/kgを超す農畜産物を1品目でも販売したり、他の人にゆずったりした場合は、村全額に新たに出荷等制限がかかります。

・村の生産物があらたな風評被害等の原因にならないように、自家消費用に作付するものについても、漏れなく届け出をして下さい。(試料採取は村、県が訪問して行います)

・村では届け出に基づき、県等と協力して、作付地の土壌改良や放射性物質対策、飼養状況確認調査や生産物の適期検査のほか、必要な支援策を実施します。

この進め方の問題は①東京電力福島第2号機から現在も放出させている放射性物質②海に流し続けている放射性物質③除去できなく放射線放出続けているなどを無視する安倍狂騒政権であること。

新しい安全神話「1ミリSV/h→20ミリSV/h」「100ベクレル→8,000ベクレル」を基準とすることだと思えます。

## 平成31年春からの村内での「野焼き」方針について

(お問合せ 農政第2係 0244-42-1625)

### 1、以下の全ての条件を満たす場合に限り、「野焼き」を可能とします。

条件1 廃掃法で特例として認められている範囲で行う野焼きであること。※

条件2 行政区内での住民合意の下に実施するものであること。

- ・ 全体集会、総会等での協議により営農再開者を含む住民の合意を得て下さい。
- ・ 行政区において、時期、場所、実施者等を把握して下さい。

条件3 野焼きは、事前に村及び広域消防飯館分署まで届け出すこと。

- ・ 行政区長名で、実施予定日の10日前までに復興対策課まで時期、場所、実施者等を届け出して下さい。(広域消防飯館分署へは村経由で提出します。)

条件4 野焼きは、原則として、作付を予定している田畑、基盤整備された水田または

集落の農業組織等が活動計画する農用地等に限定。

- ・ 森林や耕作放棄地及びその周辺などが火災の恐れがあるところでの野焼きは禁止します。
- ・ 水路、ため池等の農業水利施設周辺については、機能が損なわれないように実施して下さい。

条件5 火災・類焼防止体制及び対策を取ること。

- ・ 地元消防団の現場待機を必ず行って下さい。

条件6 実施時期は3月中旬頃から4月末頃までとする。

●上記の条件を満たさない「野焼き」を実施し、山火事、原野火災等が発生した際は、その行政区全体での野焼きを禁止します。

※廃掃法で特例として認められている範囲とは……

- ① 「農林漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」
- ② 「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの」
- ③ 「風俗習慣上等の行事を行うために必要な廃棄物の焼却」

### 2、野焼き実施に当たった際の注意事項

- 1) 野焼きの基本方針(6条件)を熟読の上、**区長を通じて届出**を行って下さい。(行政区は、実施予定日の10日前までに野焼き届け出を村へ提出して下さい。)(6条件の全てを満たさない場合は、届け出は受理できません。)
- 2) 野焼き責任者は、**実施日当日は必ず村及び消防飯館分署へ連絡してから**行って下さい。また、中止の場合も連絡して下さい。

実施日の連絡先

村復興対策課農政第2係 080-2832-0875

村消防飯館分署 0244-42-0119

3) 1人での野焼きは**絶対**にしないで下さい。(※)

4) 家庭ごみや農業用ごみなど廃棄物は**焼却**しないで下さい。

5) 枯立っている**大型雑草に直接火をつけることはしない**で下さい。

6) 枯草など**大量に集めて火をつけることはしない**で下さい。

7) 強風や乾燥など**注意報・警報時には行わない**で下さい。

8) 放射線対策として、作業着は長袖、長ズボン、マスク、帽子、手袋を着用し作業を行って下さい。(ただし、燃え易い材質の衣服等は着用しないこと。)

9) **動噴を用意するなど作業者本人が初期消火できる準備**をして下さい。

※ 野焼きは、共同活動として取組めば、多面的機能支払交付金事業の「遊休農地発生防止のための保全管理」の対象になります。

(多面的事業に関するお問い合わせは各地区の保全会または農政第2係まで)

## 平成31年度村税等の減免について

(住民課税務係 電話0244-42-1615)

### 村 県 民 税

村県民税については、減免措置が終了となり「通常課税」となります。

### 国 民 健 康 保 険

国民健康保険については、帰還困難区域を除く上位所得層となる被保険者の方は、通常課税となります。

区分	国民健康保険税	窓口負担
上位所得層	通常課税	負担となります。
所得600万円以下	平成32年3月分まで減免継続	平成32年2月28日まで免除継続
帰還困難区域	平成32年3月分まで減免継続	平成32年2月28日まで免除継続

※上位所得層とは、世帯内の被保険者全員の所得（基礎控除後）の合計額が600万円を超える世帯です。

### 後 期 高 齢 者 医 療 保 険

後期高齢者医療保険については、帰還困難区域を除く上位所得層となる被保険者の方は、通常課税となります。

区分	後期高齢者医療保険料	窓口負担
上位所得層	通常課税	負担となります。
所得600万円以下	平成32年3月分まで減免継続	平成32年2月28日まで免除継続
帰還困難区域	平成32年3月分まで減免継続	平成32年2月28日まで免除継続

※上位所得層とは、世帯内の被保険者全員の所得（基礎控除後）の合計額が600万円を超える世帯です。

### 固 定 資 産 税

土地及び家屋にかかる固定資産税については、引き続き課税が免除されます。その後、平成32年度まで本来の税額の2分の1が減額され、残りの2分の1についても村が負担し、結果として平成32年度まで、税の減免が継続されることとなります。

なお、平成33年度以降は通常課税に戻ります。

### 軽 自 動 車 税

軽自動車税については、前年度と同様の減免措置が継続される予定です。

なお、平成32年度以降は通常課税に戻ります。

減免・課税免除の対象	減免の割合
使用できない農作業用小型特殊車両（トラクター）	全額

就園・就学人数、並びに予定人数 (H31/3/8現在)

村内

全年学4用校数 現在 村内 H31年度 村内 飯館村教育委員会 H32年度まで

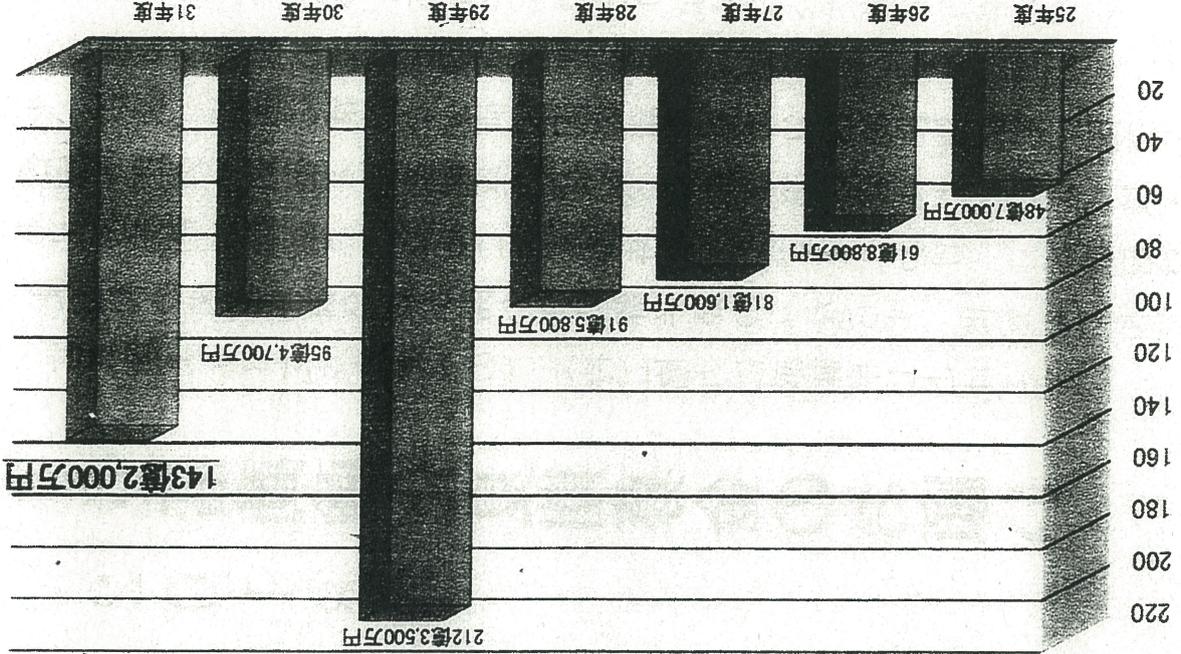
認定こども園	0歳	2	4(+2)	2	6(+1)	2	(+α)	?
	1歳	5	6(+1)	2	6	2	6(+1)	2
	2歳	6	7(+1)	2	8(+1)	2	6	2
	3歳	8	9(+1)	0	14	4	8(+1)	2
	4歳	4	5(+1)	1	8	1	14	4
	5歳	4	4	1	6	3	8	1
	小計	29	35(+6)	8	48(+2)	14	42(+2+α)	11
小学校	1年生	8	10(+2)	8	3	2	6	5
	2年生	4	4	0	10	8	3	2
	3年生	2	1(-1)	1	4	0	10	8
	4年生	2	3(+1)	0	1	1	4	0
	5年生	4	5(+1)	1	3	0	1	1
	6年生	13	14(+1)	0	5	1	3	0
	小計	33	37(+4)	10	26	12	27	16
中学校	1年生	12	12	0	15	0	5	1
	2年生	8	8	2	12	2	15	0
	3年生	22	22	2	8	0	12	2
合計		104	114	27	106	28	101(+2+α)	30

※1 ( )内の数は、4月からの子どもの増減

※2 ( )内の数は、現在問い合わせがあり、就園・就学を前向きに考えている子どもの数

↓42 ↓42 ↓42 ↓35 ↓32 ↓3

一般少子化対策算額の推移



(億円)

2019-01-01現在の帰還情報

行政区別の帰還者数

	行政区	住民基本台帳		帰還者		村内避難		帰還率	
		人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数
1	草野	576	263	67	39	0	0	11.6%	14.8%
2	深谷	299	134	81	37	0	0	27.1%	27.6%
3	伊丹沢	382	172	58	28	0	0	15.2%	16.3%
4	関沢	270	119	33	16	0	0	12.2%	13.4%
5	小宮	366	167	48	27	0	0	13.1%	16.2%
6	八木沢・芦原	144	58	18	8	0	0	12.5%	13.8%
7	大倉	106	48	33	16	0	0	31.1%	33.3%
8	佐須	239	100	40	20	0	0	16.7%	20.0%
9	宮内	236	102	53	25	0	0	22.5%	24.5%
10	飯樋町	380	161	56	25	0	0	14.7%	15.5%
11	前田・八和木	313	128	44	23	0	0	14.1%	18.0%
12	大久保・外内	288	110	51	22	0	0	17.7%	20.0%
13	上飯樋	486	197	51	23	0	0	10.5%	11.7%
14	比曾	312	123	26	12	0	0	8.3%	9.8%
15	長泥	248	112	0	0	1	1	-	-
16	藤平	156	66	4	3	0	0	2.6%	4.5%
17	関根・松塚	193	79	37	20	0	0	19.2%	25.3%
18	臼石	251	102	70	32	0	0	27.9%	31.4%
19	前田	231	104	44	22	0	0	19.0%	21.2%
20	二枚橋・須萱	228	90	49	22	0	0	21.5%	24.4%
合計		5,704	2,435	863	420	1	1	15.1%	17.2%

## 原発ADRの設置経緯と飯館ADR申立事件を振り返って

飯館村民救済弁護団

共同代表 海渡雄一



## 1 素直に喜べない手続き終結

2014年8月に申し立てた飯館ADRの手続きが終了した。苦い終結であった。

確かに約500世帯に11億円の追加賠償が得られた。しかし、271世帯には追加賠償が得られなかった。申立団の中に、追加賠償が得られた者と得られなかった者の分裂が生じた。

飯館村に自宅を持っていた申立人は、住宅確保損害が支払われた。し

かし、借家住まいで、二重生活や乳幼児、介護などの問題のない世帯の方々には、何の追加賠償も得られなかった。最も生活困窮度の高い住民に、追加の賠償支払いが得られなかったのである。このことは、悔やまれる。

ADRの手続きの結果は添付した弁護団ニュース7号に只野弁護士がまとめているとおりである。

また、飯館村民の最大の願いであった初期被曝慰謝料について、我々が今中先生の全面的な協力を受けて力を入れて立証し、10ミリシーベルト以上の被曝を受けた者という限定付きではあったが、委員会による勧告まで出されながら、東電の全面的な拒否により和解成立に至らなかった。この経過については添付の、申立団・弁護団声明の通りである。

ふるさと喪失慰謝料や農地の追加賠償も認められなかった。避難慰謝料の個別請求に応じた時点で、このような結末は見えていた。それでも、ほとんどの世帯が請求していた初期被曝慰謝料が支払われていれば、ここまでの分断状況にはならなかったであろう。

そして、我々が、このような個別請求に応じざるを得なかったのは、仲介委員が、統一的な賠償の勧告をすることに、消極的であったためだ。そして、仲介委員がこのような消極的な姿勢に傾いたのも、東電が集団申立についての和解案をことごとく拒否してきたからだ。どうして、ADRはこんなことになってしまったのか。事故当時の日弁連の事務総長として、このADRの設置を政府に強く働きかけた者として、慚愧の念に堪えない。ここに、その反省をまとめてみることにしたい。

## 2 福島原発事故と裁判外紛争解決手段の必要性

福島原発事故は、過去に類例のない、巨大な規模のものであり、裁判所ですべてに対処するには、明らかに量的限界を超えていることは誰の目にも明らかであった。また、通常の裁判手続きのような、具体的詳細

な個別主張や厳格な立証によっては、被害救済が遅延するおそれがあった。

他方、福島原発事故の被害救済のためには、損害賠償が適切な時期になされるということがきわめて重要である。すなわち、速やかに損害賠償がされないと、人の生活ができなくなり、事業は継続不能となり、その損害はより拡大し、深刻なものとなる。

損害賠償は適切な額の支払とともに、適切な時期に支払われることが必要である。

以上を踏まえると、裁判外の簡易・迅速な紛争解決手段が必要な状況であった。裁判所以外に、中立で、独立した紛争解決機関を設け、そこで、多数の案件に対応できる体制を設けるべきであると考えられた。

### 3 原子力損害賠償紛争解決センターの設置

そうした紛争解決機関としての期待をもって当連合会の政府に対する強い働きかけによって設置されたのが、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」）であった。このセンターはトップは裁判所から迎えたが、仲介委員と調査官は全員が弁護士であり、制度発足に当たって、日弁連は全面的に協力した。

しかしながら、時間的にも手続的にも、早急な設置をするために設けたという経緯があるため、そもそも、センターには、制度的制約があった。

センターは、現在の制度上、原子力損害賠償法に基づいて和解の仲介業務を行う機関として設けられた、原子力損害賠償紛争審査会の業務である「和解の仲介」業務を実施する組織として、原子力損害賠償法の下位法規である、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令の改正という、形をとって設置された。制度上、文部科学省の内部組織である原子力損害賠償紛争審査会の下にある組織となっている。

したがって、その和解の仲介にあたっては、民法その他の既存法令とともに、原賠審が定める「一般的な指針」（原子力損害賠償法18条）を参照することとなり、それを踏まえた、和解仲介業務を行うという制度上の制約が存する。

当連合会は、従前から、立法化のうへで、あらゆる省庁から一定の距離を置くことが可能な組織に、裁定機能をもつ、原子力損害賠償に係る紛争解決に特化した、裁判外紛争解決機関を設置すべきであると訴えてきた（2011年8月29日「原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介申立て受付開始に際しての会長声明」）。

この声明では、次のように述べている。

「最後に、当連合会は、前述のとおり、センターを独立した裁判外紛争解決機関として位置付けるとともに、①センターにおける紛争解決の実効性を確保するため、和解の仲介を行うほか、センターが相当と認めるときは、紛争についての裁定を行うことができるものとすることを含めた措置を講ずること、②センターの紛争解決手続における被害者の請求は、時効中断効を有するものとする、③裁判所とセンターの手続の間に連携措置を講ずることなどの立法措置が採られるべきであると考えており、その早期の実現を、関係政府機関及び国会に対し、改めて要望するものである。」

### 4 ADRの立法化を求めた2012年意見書など

2012年8月23日「原子力損害賠償紛争解決センターの立法化を求める意見書」では、「センターの和解案の提示に加害者側への裁定機能を法定し、被害者は裁定に拘束されないが、東京電力側が一定期間内に裁判を提起しない限り、裁定どおりの和解内容が成立したものと見なすこととすべきである。また、東京電力側は裁定案を尊重しなければならないものとし、裁定案の内容が著しく不合理なものでない限り、これを受諾しなければならないものとする。」との意見を述べてきた。

このような意見は、制度の発足の前から政府に述べてきたものであるが、当時の国会状況や早期に制度を発足させる必要性もあり、政府の作成する損害賠償計画案の中に、和解仲介案の尊重を謳うので、東電が和解案を受け容れないことはないだろうと想定され、このような形で制度発足せざるを得なかったものであり、このような制度上の制約は早急に解消されるべきであった。

2013年の人権大会決議においても、「国は、福島原発事故の加害者であることを認識し、福島原発事故のあらゆる被害を完全に回復するため、以下の措置をとること。」「被害者が従来営んできた生活を、原状回復することを基本とし、既に顕在化している被害については、東京電力とともに、完全かつ早急に救済すること。また、東京電力に対し、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原紛センター」という。）の提示した和解案については、これを尊重し、迅速かつ誠実に履行するよう強く指導すること。」を求め、同様の意見を述べている。

## 5 過去の仲介案拒否についての日弁連の見解表明

紛争解決センターの和解仲介案は、2013年まではほぼ100パーセント東電によって受諾されていた。東電が拒否するようになった当初の2014年以降、日弁連は、そのような事例が公表されるたびに、会長声明を発して東電の姿勢に抗議をしていた<sup>1</sup>。

## 6 2018年原子力損害賠償法改正とADR

2018年原子力損害賠償法改正時に、日弁連意見に基づく修正案が提案されている

2018年9月7日の原子力損害賠償法の改正案に関する意見書でも、日弁連は同様の意見を述べていた。

この意見書を持って、国民民主党と立憲民主党のヒアリングで、ADRの実情の報告を含めて問題点を説明を行った。野党提案は2つに分かれたが、すくなくとも、裁定的効力に関しては野党一致の修正案の提起となった。当該修正案は次の通りである。

「第十七条の十 原子力事業者は、原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害賠償紛争審査会が

---

<sup>1</sup> 2014年1月24日 東京電力株式会社による原子力損害賠償紛争解決センターの和解案拒否に抗議し、新・総合特別事業計画の遵守を求める会長声明

2014年5月29日 東京電力による原子力損害賠償紛争解決センターの和解案拒否に対する会長声明

2014年6月27日 浪江町民等の集団申立てにかかる東京電力による原子力損害賠償紛争解決センターの和解案拒否に関する会長声明

2014年8月2日 「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」に関する会長声明

2014年9月5日 浪江町民等の集団申立案件にかかる原子力損害賠償紛争解決センターの和解案提示理由補充書に関する会長声明

2014年10月2日 浪江町民等の集団申立案件にかかる東京電力による原子力損害賠償紛争解決センターの和解案再拒否に関する会長声明

2014年12月17日 飯館村蕨平地区集団申立案件にかかる原子力損害賠償紛争解決センターの和解案提示理由補充書に関する会長声明

2015年3月11日 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から4年を迎えての会長声明

2016年3月11日 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から5年を迎えての会長声明

行う和解の仲介の手続の当事者となつたときは、原子力損害賠償紛争審査会によつて提示された和解案について次の各号に掲げる場合を除きこれを受諾すべきことその他当該和解の仲介に関し政令で定める事項を遵守しなければならない。

一 相手方当事者が当該和解案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示の時に於いて当該手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、相手方当事者が当該和解案を受諾したことを原子力事業者が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める正当な事由があるとき。

2 原子力損害賠償紛争審査会は、原子力事業者が前項の規定に違反した場合において、当該原子力事業者の意見を聴き、当該規定に違反したことにつき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該原子力事業者の商号又は名称及び当該規定に違反した事実を公表しなければならない。」

11月22日の審議で立憲民主党の案については、共産党、社民党、自由党、無所属の会も賛成したが、いずれも否決されたが、12月4日参議院での委員会採決時に採択された付帯決議では「和解仲介手続の実効性を確保することを検討し、必要な措置をとる」（2018年12月4日参院文教科学委員会会議録第五号24頁）との付帯決議が採択されている。問題は終わっていない。



## 7 原発事故の記憶の風化と東京電力の増長は比例している

事故から8年が経過した。福島原発事故の記憶が風化と、東京電力の居直り・増長は正確に比例している。ADRの勧告に裁定的効力がないことから、仲介委員自身が萎縮し、東電が呑めるような勧告しか出さなくなった。それも、居直った東電は呑まなくなる。そして、東電批判の声は大きく広がらないという負のスパイラルが生じている。

制度発足時に、頑張って裁定的効力を盛り込むように粘るべきであった。ここで粘らなかつたことが、心から悔やまれる。福島のみなさん、飯館の皆さんに心から、お詫びしなければならない。

また、東電と国に対する損害賠償訴訟の判決が続いている。東電の責任は例外なく認められているが、国の責任については判断が分かれ、損害賠償額については、かなり高いレベルの判決が出された例もあるが、多くは、被害者が納得できるレベルとはいえない。

記憶を風化させないためには何が必要だろうか。私は、東電役員3名の刑事責任をあきらかにすることが、この事故の責任のありかを明確にし、大きな反撃のきっかけとなると考えている。判決は、今年の9月19日だ。判決の内容を注視して見守りたい。

ADR申立活動報告

505世帯に対して総額11億6500万円の避難慰謝料の増額が認められました

飯館村民救済ADR申立弁護団事務局長 弁護士 只野 靖

■ 今回のADR申立の請求項目は、以下の4点でした。

- ① 避難慰謝料の増額
- ② 初期被ばく慰謝料
- ③ 生活破壊慰謝料
- ④ 田畑の賠償の単価増額

■ ①避難慰謝料の増額については、一定の成果を上げることができました。

先行した浪江町では、一人あたり月額10万円の避難慰謝料に加えて、一律5万円を増額するという和解案がADRから提示されました。しかし、最終的には、東電は、この和解案を受託しませんでした。

そこで飯館村では、弁護士が、個別の世帯の事情を丁寧に聴取して、全世帯について個別聴取報告書を作成し、避難慰謝料の増額を求め、その結果、以下の3つの基準で避難慰謝料を増額させることができました。

第1に、要介護、身体障害、精神障害など事情がある方を対象とし、軽い方では月額2万円、重い方では月額5万円を増額させました。さらに、対象者の介護を日常的に行ってきた方についても、同じ金額を増額させました。

第2に、妊娠中の方を対象とし、6か月間について月額3万円を増額させました。また、乳幼児の世話を恒常的に行った方を対象とし、子どもが小学校へ入るまでの間、月額3万円を増額させました。

第3に、家族との二重生活、別離を強いられた世帯の方を対象として、月額3万円を増額させました。

これらの認定では、聴取報告書に加えて、

介護手帳、障害者手帳、住民票の提出だけで、認定されました。通常のADRの手続きでは、個別の事情について、すべて口頭ヒアリングを実施しているようですが、本件では非常に簡素化された手続きで認定されたのは、集団で申立てたことの大きなメリットといえます。

対象期間は、2015年12月までの合計58か月間とされました。これは、それ以後になると、自宅の再建を含めて、避難状況の変化が、個別に大きくなってきたからです。ただし、東電は、2016年1月以降の分についても、避難状況に変化が無ければ、ADR申立をせずとも、上記と同じ基準で増額支払いをしているようですので、お近くの東電の窓口にお問い合わせください。もちろん、東電の対応に問題があるようなら、弁護団にご連絡ください。

この結果、全776世帯中、505世帯が、何らかの増額をさせることができましたが、一方で、残りの271世帯には、残念ながら増額は得られませんでした。

■ ②初期被ばく慰謝料については、京都大学原子炉実験所の今中哲二氏を中心とした「飯館村初期被ばく評価プロジェクト」が行なった調査研究（飯館救済申立団の中では約750人が対象）の結果、飯館村民らの「初期外部被ばく線量」の平均は7・0ミリシーベルトだったことが判明しています。弁護団では、この調査研究結果を、飯館村の申立人全員が受けた被害の全貌を立証する証拠として提出して、慰謝料の支払いを求めました。

これに対して、ADRは、この調査研究結

果を、あくまで一人一人の被ばく線量データとして用い、今中氏による被ばく証明書がある人のうち、2011年7月末までに9mSv以上の被ばくがあった方、約200人に対して1人15万円(総額)の和解案を提示しました(長泥地区の方には50万円(総額))。

この結果については、弁護団としては、対象人数、金額とも大変不満でした。そもそも、飯舘村に事故の初期に滞在していた方には、ヨウ素によるかなり高い内部被ばくが想定されるのですが、この調査研究結果には、内部被ばくは含まれていません。また、子どもや妊婦と成人では放射線に対する感受性が異なります。ADRの和解案は、こうした事情を無視したもので、その結果、同じ家族の中でも、3月～4月に避難した子どもや妊婦は初期被ばくしているにもかかわらず対象外とされ、6月まで残った高齢者だけが対象とされるという不当な例が続出しました。

ただし、弁護団では、ADRではこれ以上の和解案は望めず、また清算条項もないため、苦渋の選択ではありましたが、この和解案を受け入れることとしました。

しかしながら、東電は、この和解案を拒否しました。

東電は、先行した長泥地区のADR初期被ばく慰謝料について、妊婦子供100万円、その他は50万円とする和解案を、2014年に受け入れています。しかし、その後、なされた蕨平地区や比曽地区の和解案に対しては、一貫して受諾を拒否しています。飯舘村の和解案に対する東電の拒否姿勢も、これに連なるものです。

国は、「一〇〇ミリシーベルト＝しきい値」説を楯にとつて、飯舘村のような低線量被ばくでは健康被害はあり得ないとしており、東電が、健康被害あるいは健康不安に対しての慰謝料を払うとなると、これと辻褃が合わなくなってしまうという判断があるように思い

ます。

■③生活破壊慰謝料、④田畑の賠償の単価増額については、ADRは、「飯舘村の申立ては一律請求であり、東電が呑みそうもない和解案を出してもしょうがない」と発言し、和解案の提示をせずに、手続きを打ち切りました。適正と思われる和解案を出して、東電を説得するのがADRの役割のはずですが、ADRが東電の顔色を伺うようになってしまった典型的とも言えるような発言です。

■集団申立としてのADRの結果は、以上のとおりです。

弁護団では、①避難慰謝料の増額について、上記の3つの基準以外の個別の事情に応じた増額を求めるADR申立を、ご希望に応じて、別途行っており、今後も、ご要望があれば、追加で行う予定です。なお、この申立は、原則として、追加の費用をご負担いただくこと無く行うこととし、弁護士報酬も、これまでと同じ基準で行います。

これに対して、②初期被ばく慰謝料、③生活破壊慰謝料、④田畑の賠償の単価増額については、ADRで請求することは困難ですので、残された方法は、裁判提起しかありません。ただし、裁判提起には、裁判所の印紙代などの一定の費用がかかりますし、ADRのような簡易な手続きでは無いことから、一定の弁護士費用もお願いせざるを得ません。

そこで、弁護団では、今後の活動方針について、皆さまから、是非、ご意見をいただきたいと思えます。添付のアンケート用紙に、ご記入の上、弁護団事務局にお送りください。

弁護団では、皆さまから寄せられたご意見をもとに、今後の方針を決定したいと思います。

集団申立としてのADRはこれで終了します。長い間、ご協力ありがとうございました。

東電の勝俣恒久元会長・武藤栄元副社長・武黒一郎元副社長らを被告人とする業務上過失致死傷事件は、計36回の公判期日を終え、本年3月の被告人側の弁論を経て、夏頃までに判決がされる見込みです。

この刑事裁判では、福島原発事故が、東電の役員の重大な過失によって引き起こされたことが、彼らのメール、会議資料、供述調書、証言によって立証されました。

とりわけ重要なのは、東電の原子力設備管理部のナンバー2であった山下和彦氏の供述調書です。山下氏は、①長期評価は最新知見であり、長期評価を考慮するのは当然。②長期評価を取り入れないと最悪、原発を止めることになりかねないから、原子力設備管理部内では長期評価を取り入れる方針になった。③この方針を、武黒被告人、武藤被告人に伝え、2008年2月16日の勝俣被告人の出席する中越沖地震対応打合せ（勝俣被告人が出席することから「御前会議」とも呼ばれ、会長以下の幹部が出席）でも報告し、その方針は了承された。④2008年3月11日の常務会でも、その方針は了承された。⑤当時は10m盤を超える津波とは考えておらず、4m盤を超える津波の場合の機能維持のみを考えればよく、4m盤上のポンプの水密化や建屋を囲む程度であればバックチェックの最終報告に間に合うと考えていた。⑥2008年5月から6月頃に、私と吉田昌郎設備管理部長は、東電の土木調査グループ（津波水位を検討）の酒井俊朗氏と高尾誠氏から、長期評価を取り入れると津波水位が最大15.7mになるとの説明を受けて大変驚いた。⑦10m盤を超えない水位であれば長期評価を取り込み対策をする方針が維持されたと思う。⑧津波対策を実施しないと決めた理由は、バックチェック最終報告時までに津波対策工事を完了する見込みがなく、原発を止められてしまう恐れがあったこと、当時柏崎刈羽原発の停止により収支が悪化しており福島第一原発まで停止すると収支

がさらに悪化するため福島第一原発の停止は何とか阻止したいこと、工事費用を合理的な額にするために津波水位を少しでも低減できないか検討しようと考えたからである。⑨耐震バックチェックには最新の知見を取り込むことが前提になっているので、後日取り込むと説明しても委員や保安院が納得しない可能性があったため、武藤被告人が、有力な学者に了解を得ておくように根回しを指示した。などと供述しました。

そして、山下氏の供述調書の内容は、東電社内に残されたメールや社員たちの供述等と一致し、高い信用性があります。

たとえば、2008年2月5日に東電の機器耐震グループの社員が津波対策を所管していた土木グループのグループマネージャーの酒井氏に送ったメールには「武藤副本部長のお話として山下所長経由でお伺いした話ですと、海水ポンプ（4メートル盤上にある）を建屋で囲うなどの対策がよいのではとのこと」とあります。武藤被告人も4m盤上の津波対策を念頭に置いていたことが分かります。

土木グループの課長であった高尾氏は、津波対策を行う方針に従い検討を進めていたため、2008年7月31日に武藤被告人が土木学会に検討を依頼し、津波対策の先送りを表明した際には、頭の中が真っ白になり、「対策を実施しないという結論は予想していなかったので力が抜けた」と証言しています。

酒井氏は、東海第二原発の津波対策を担っていた日本原電の社員安保氏に対して津波対策工事を先送りした理由を「柏崎刈羽も止まっているのに、これと福島も止まったら経営的にどうなのかってことでね。」と説明したという検察官調書も存在します。2008年には、土木学会で検討し、三陸沖ではなく、房総沖の津波地震の波源を使って計算しても、13.6メートル以下には津波高さが下がらないこともわかっていました。2008年9月に福島原発の幹部

たちを集めて行われたバックチェック説明会では、津波対策を先送りしても、いずれ対策は不可避であると説明しています。

つまり、被告人らは、福島第一原発が想定される津波に対して安全性を有していないことを十分認識しながら、地元の自治体や市民から原発の停止を求められるかもしれないこと、多額の工事費が経営へ与える悪影響を避けるために津波対策を先延ばしにし、何の津波対策をとらないまま放置し

て福島原発事故を引き起こしたのです。

福島原発事故は、福島県、東日本に取り返しの付かない環境汚染と地域社会の崩壊をもたらしました。指定弁護士は被告人らに業務上過失致死事件の最高刑である禁固5年の刑を求めました。このような深刻で悲惨な被害を受け、苦しみ、悲しむ人が二度と出ないために、被告人らの責任を明らかにし、その責任を償わせる判決が出ることを願います。

---

## ご挨拶 最後に弁護団共同代表として

飯館村民救済ADR申立弁護団共同代表 弁護士 河合弘之

---

2014年の夏、私はリーダーの長谷川健一さんから、飯館村の皆様による東京電力に対するADRの申立の依頼を受けました。

日本の原発を全て無くすことに全てを賭けている私は、損害賠償請求をする弁護士はたくさんいると思い一旦断りました。しかし、福島原発事故で最大の被害者である飯館村の人々の損害の賠償を追求することは原発を無くすことに繋がると考え直し、お引き受けしました。2014年11月14日、飯館村の村民歌を歌いながらデモ行進をして、申立書を提出した日のことは忘れられません。

それから4年余、合計11億円以上の損害賠償を勝ち取りました。これは一定の勝利だと思います。もし私たちがこの闘いをしていなかったら、この11億円は一銭も取れていなかったからです。ですから今回のADRの闘いを敗北と評価するのは間違いだと思います。

しかし、避難慰謝料の一律増額や初期被ばく慰謝料、生活破壊慰謝料等は勝ち取れませんでした。その原因は東京電力とその背後にいる経済産業省が、「これからは損害賠償はできる限り値切る」という悪質な決意を固めたことにあります。ADRのパネル(審判団)

の弱腰(「東京電力が承諾しないまま和解案は出したくない」)のせいでもあります。

これを打ち破るには「こういう被害を受けたのは原発のせいだ。原発をやめろ」「事故が起きたら完全賠償しろ」という根源的な要求を掲げて、広汎な闘いをしなければなりません。その手段としては、村ぐるみで政治的な要求を掲げて政府、電力会社と掛け合う、訴訟で徹底的に責任追及する等の方法があります。私は2014年の夏、ADRの闘いを始めるときにはそこまで視野に入れていました。

しかし4年半の歳月の経過は、私たちに重くのしかかります。被害者の皆様の高齢化、家族の分断化、他地域での居住の固定化が進みました。私としては、そのような闘いに今から新たに立ち上がるべきだと皆様に強く言うことはできません。皆様の気持ちにお任せします。

ただ、最後に申し上げたいことは「このまま東京電力を赦して良いのか」「このまま東京電力を赦すことは原発事故が再び起こることに繋がらないか」ということです。

長年のご協力ありがとうございました。

---

### 飯館村民救済弁護団ニュースNo.7

〒112-0012

東京都文京区大塚5-6-15ワイビル401

新大塚いずみ法律事務所

(旧称：保田法律事務所)

電話03-5978-3704

飯館村民救済弁護団

共同代表 弁護士 河合 弘之

同 弁護士 保田 行雄

同 弁護士 海渡 雄一

(発行責任者)

事務局長 弁護士 只野 靖

## 初期被ばく慰謝料請求打ち切りまでの経過について

飯舘村民救済申立団・弁護団は、「謝れ、償（まや）え、かえせふるさと飯舘村」をスローガンに2014（平成26）年7月20日に正式結成し、同年11月14日、村民約60名が避難先の福島県内各地から上京して東京都港区西新橋の原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）に和解仲介手続申立書を提出した。

提出に際し、団長の長谷川健一は、「飯舘村民は怒っているんだとの思いを込めた申立書を受け取って欲しい、正義ある判断をお願いします」と述べた。本ADRへの参加申立人数は、その後の追加申立を含め755世帯3070名であり、これは飯舘村民総数の約半数にあたる。

主な請求内容は、①初期被ばく慰謝料300万円、②避難慰謝料月額35万円、③生活破壊（ふるさと喪失）慰謝料2000万円、④農地等不動産の単価増額である。

2015（平成27）年6月2日第1回から本年5月25日まで計13回にわたり進行協議が開催された。2015年11月にはパネル及び調査官らによる飯舘村内及び避難先仮設住宅等の現地調査が実施され、2017（平成29）年2月には今中哲二氏のヒアリング（「飯舘村民の初期被曝放射線量評価に関する研究の概要」）が行われた。そして、同年12月18日付けセンターは、初期被ばく慰謝料請求について和解案提示理由書を示すに至った。

申立から3年を経過した後の和解案提示であったが、その内容は、今中調査結果で、原発事故から4ヶ月間で概ね10ミリシーベルト被曝した者という極めて限定した申立人（該当者145名）のみが対象とされ、また、認定された慰謝料額も15万円（一括金、長泥地区の2名は各50万円）という極めて不十分なものであった。申立団・弁護団は、協議を重ね、苦渋の選択として、最終的に2018（平成30）年1月31日付け異議を留めつつ受諾する旨回答した。

一方、被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）は、2018年1月31日付け及びその後同年3月30日付けセンターからの和解案受諾勧告に対して、2回にわたって受諾拒否の回答をした。

東京電力は、2013（平成25）年に先行して行われた長泥地区集団ADR申立事件において、初期被ばく慰謝料金50万円の和解案を受諾しており、今回の和解案拒否（長泥2名）は、同社の被害賠償方針についての大きな方針転換と言えるものである。

2018年5月25日に開催された進行協議において、どのような社内手続きを経て受諾拒否の回答に至ったのか問うたところ、東京電力社員から、執行役員一人に相談して決めたとの回答がなされた。申立団・弁護団、また、パネルからもこの様な重大な決定事項について役員会の手続も経ずに決めることは到底許されないとの意見表明がなされ、最終的に、東京電力に対して、改めて役員会開催を経た社内手続を検討するよう指示がなされた。しかし、東京電力は、同年6月12日付け「ご連絡」と題するわずか8行の書面で、これら手続について拒否する旨の回答をし、受諾拒否の結論に変更はないとした。

2018年7月5日付けセンターからの、初期被ばく慰謝料請求についての和解仲介手続打ち切りの通知は、前記経過を経てのものである。

以上

## 和解仲介手続（初期被ばく慰謝料）の打ち切りを受けて 飯館村民救済申立団・弁護士声明

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）は、飯館村民約 3,000 名の集団 ADR 申立につき、2018（平成 30 年）7 月 5 日付けで、請求の一部である初期被ばく慰謝料請求について和解仲介手続を打ち切った。

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）は、政府に対して、「賠償額の増額にとらわれず、最後の一人が新しい生活を迎えることができるまで、被害者の方々に寄り添い賠償を貫徹する」と誓い、「原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を尊重する」旨繰り返し誓約している。しかし、実際は、センターからの和解案に対して拒否する旨の回答を繰り返すという不誠実極まりない態度に終始している。東京電力の態様は、加害企業として到底許されるものでなく、社会的にも厳しく糾弾されるべきものである。

センターにおいては、和解案提示後、三者による協議の場を一度（本年 5 月 25 日付け）開いたのみで和解仲介手続を打ち切る旨の通知をなしており、実質的に、東京電力の和解拒否の姿勢を容認している。本来、センターには和解成立に向けて積極的にリードすべき役割が求められているところ、今回の経過を見れば、その様な姿勢は皆無であり、仲介機関として十分な役割を果たしていると言えない。

しかし、本 ADR においては、初期被ばく慰謝料については打ち切りとなったが、他の請求項目については、現在も審理は継続し、進行している。

避難生活慰謝料については、「日常生活阻害慰謝料増額分」として、755 世帯のうち増額事由に該当項目のある 559 世帯について現在審理が行われている。本日（7 月 12 日）現在、209 世帯に対して 4 億 5990 万円の和解案が提示・和解済みとなっている。

生活破壊（ふるさと喪失）慰謝料及び農地等不動産の単価増額の審理については、2017（平成 29）年 9 月 22 日開催の進行協議において、仲介委員から「本パネルでは和解案を出さない」旨の発言があったが、申立団・弁護士は、引き続き和解案の提示を要求していく。

センターにおいては、東京電力におもねることなく、センターを信じて立ち上がった 3,000 名に及ぶ飯館村民の申立が無為に帰すことのないよう原子力損害賠償紛争解決を担う機関としての役割を果たしていただきたい。

2018（平成 30 年）7 月 12 日

飯館村民救済申立団 団長 長谷川健一  
飯館村民救済弁護士 共同代表 弁護士河合弘之、同弁護士海渡雄一

添付：別紙「初期被ばく慰謝料請求打ち切りまでの経過について」

# ふるさと剥奪への償いと 集団訴訟

飯館村放射能エコロジー研究会(IISORA)  
第10回シンポジウム2019福島  
(主催: 飯館村放射能エコロジー研究会)  
2019年3月23日  
福島県青少年会館(福島市)  
よけもと まさふみ  
除本 理史  
(大阪市立大学)

1

(若干の自己紹介: 研究テーマ)

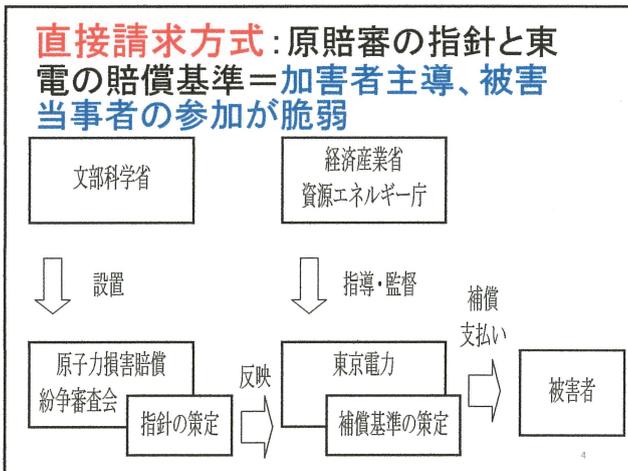
- **公害・環境被害の補償・救済と費用負担**  
チツソ金融支援、公害健康被害補償法の研究  
拙著『環境被害の責任と費用負担』有斐閣、2007年
- **公害地域における環境再生のまちづくり**  
主として大気汚染地域(四日市、川崎、東京、大阪・西淀川など) 共編著『環境再生のまちづくり: 四日市からの政策提言』2008年、『西淀川公害の40年』2013年(ともにミネルヴァ書房)ほか
- **公害問題の教訓を踏まえた、福島原発事故の被害回復措置に関する研究** 飯館村、浪江町、大熊町、川内村などの調査

2

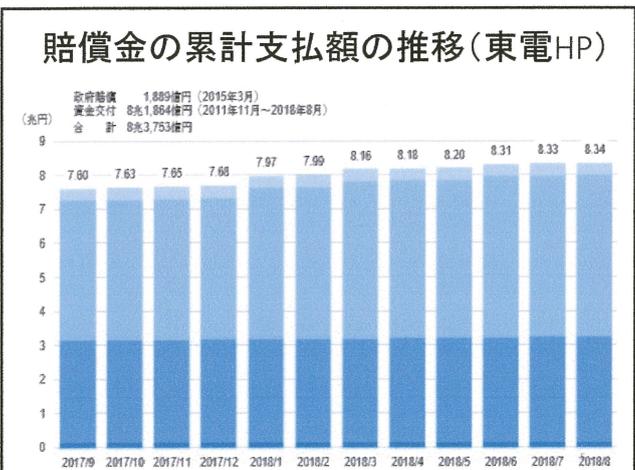
本日お話しすること(概要)

- ・「ふるさとの喪失/剥奪」被害とその回復措置  
直接請求の仕組みと問題点(被害実態からのズレ、賠償格差・・・)  
「ふるさとの喪失/剥奪」被害とは何か
- ・**集団訴訟の意義**  
これまで言い渡された判決の検討  
なぜ国と東電の責任を問うのか

3



4



5

- ・原賠法 無過失責任規定により早期に一定の賠償
- ・しかし、加害者主導、被害当事者の参加が脆弱
- ・その結果として、被害実態とのズレが生じる
- ・指針・基準の中身は、**金銭評価しやすい部分に集中。「指針・基準から漏れている重要な被害は何か」を明らかにすることが重要な課題**

6

### 直接請求方式の問題点

•賠償指針、基準が被害実態とずれている

- 一賠償からもれてしまう被害  
「ふるさとの喪失」被害など
- 一区域間の賠償格差
- 一拙速な賠償打ち切り

7

### 福島原発災害では・・・

- (避難による)地域社会レベルの被害:「避難先で生活ができればよい」のか?

例)地域づくりの努力の積み重ねなどの喪失、コミュニティの破壊など

～広範な環境汚染と大規模な避難による「ふるさとの喪失」被害の焦点化  
⇒地域社会の被害の総体を回復する必要性 (拙著『公害から福島を考える』第1、2章)

8

「ふるさとの喪失」は慰謝料に含まれていない(写真は川俣町山木屋地区、2018年10月、筆者撮影)



9

### 原発事故によって余儀なくされた避難(区域外避難を含む)と「ふるさとの喪失」

【避難先】

- 「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ」(中間指針)たことによる日常生活阻害
- 将来見通し不安  
→避難慰謝料

【避難元】

- 地域における生産・生活の諸条件一切の喪失  
→「ふるさとの喪失」被害

両者は別個の損害

10

### 「避難元地域における生産・生活の諸条件」とは

- 自宅、家財などの私的財
  - コミュニティ(行政区など)における社会関係(social capital)
  - 地域経済
  - 環境、自然資源
- など(所有形態は多様、有形・無形のものを含む)  
⇒包括的生活利益(淡路)

11

### 「避難元地域における生産・生活の諸条件」の回復措置

除染など原状回復措置

+  
財物等の賠償

+  
ふるさと喪失の慰謝料  
=金銭で代替・回復できない

絶対的損失への償い  
↳「地域の価値」を考慮した賠償

いずれも必要

12

### 絶対的損失が生じる理由

- 1) 長期継承性、地域固有性のある要素  
 e.g. 私的財：代々継承される土地・家屋など  
 公共財：(地域固有の)景観  
 社会関係：コミュニティ(→地域生活利益)
- 2) 生産・生活の諸条件の一体性  
 e.g. 家屋だけとっても、単なる居住スペースではない「ふくらみ」(=他の要素との関連することで「意味」が広がる)がある(都市部とは異なりコミュニティに開かれており、交流の場だったことなど)

13

### 諸条件の一体性

・生産・生活の諸条件には、貨幣的な損害評価が比較的容易な構成要素もある(土地・家屋・家財など財物、就労不能損害など)

しかし、

・個別要素のもつ「ふくらみ」(=諸要素間の相互関連による作用)

⇒個別要素の賠償では回復困難(⇒原状回復、「ふるさとの喪失」賠償)

14

### 諸条件の一体性：T町W糴店(味噌製造販売業)の事例

- ・周辺の自然環境や、地域の社会関係との一体性＝営業損害の賠償では回復不能
- ・Wさん「農的生活」(味噌製造販売業をこう表現)～竹林を整備してタケノコをとるなど、周囲の自然環境の利用と家業を結合

季節ごとの自然の恵みを商品にそえ、経費をかけずに顧客満足を高める／周囲の環境を整備することで訪れる客を楽しませる景観的価値／代々続いた人間関係のなかでの信用が商売にも役立つ

15

### 全国に広がる被害者集団訴訟

地裁	訴訟数	原告(人)	地裁	訴訟数	原告(人)
札幌	1	256	新潟	1	807
仙台	1	93	名古屋	1	132
山形	1	742	京都	18/3/15	175
福島	1	826	大阪	1	240
前橋	17/3/17	137	神戸	1	92
さいたま	1	68	岡山	1	103
千葉	17/9/22、18/3/14	65	広島	1	28
東京	小高訴訟18/2/7	1,535	松山	18/3/26	25
横浜	首都圏18/3/16	174	福岡	1	41
18/2/20			計	31	12,539

16

表1 集団訴訟の地裁判決

地裁	前橋地裁	千葉地裁	福島地裁	東京地裁
判決日(年/月/日)	2017/3/17	2017/9/22	2017/10/10	2018/2/7
原告数	137人	45人	3824人	321人
国の責任(国家賠償責任)	認める	認めない(ただし津波の予見可能性は認定)	認める	-(国を被告としていない)
東電の賠償責任	賠償責任あり(原賠法の無過失責任による)			
東電の過失等	津波対策の問題点を指摘	(判断しない)	津波対策の問題点を指摘	(争点となっていない)
賠償認容額	3855万円	3億7600万円	4億9795万円	10億9560万円
地裁	京都地裁	東京地裁	福島地裁	いわき支部
判決日	2018/3/15	2018/3/16	2018/3/22	
原告数	174人	47人	216人	
国の責任	認める	認める	-(国を被告としていない)	
東電の賠償責任	賠償責任あり(原賠法の無過失責任による)			
東電の過失等	津波対策の問題点を指摘	津波対策の問題点を指摘	故意・重過失は認めない	
賠償認容額	約1000万円	5924万円	6億1240万円	

17

### これまでの判決：前進面と課題

【責任論】 1) 東電の責任：原賠法認定。ただし、対策不備の指摘も 2) 国の責任：5裁判中4判決で認定

【損害論】 いずれも、現在の指針や賠償基準ではカバーされない被害があることを認め、賠償を命じた。

1) 区域外についても賠償を認める(ただし低額) 2) 区域内：千葉地裁判決などで、現在の賠償基準よりも広い範囲の原告に、「ふるさとの喪失」被害があることを認めた。ただし、請求に対しては低額

18

**加害責任を問うことの意味 ①**

- ・現在**全国**で約**30**の**集団訴訟**(国、東電被告。一部東電のみ被告)
- ・福島復興における**政府の責任**  
加害責任を前提としない(社会的責任に基づく)復興政策 → **公共事業主導の「不均等な復興」**

19

**加害責任を問うことの意味 ②**

**国と東電の責任解明が、福島復興政策の見直しの第一歩となる。** 集団訴訟を通じて国の責任を明らかにすることは、被災者個人に対する補償的措置など、通常は困難な措置を政策の俎上にのせる機能をもつ(公共事業に偏った復興政策から、被災者の権利回復を主軸とする**「人間の復興」**へ)

Cf: 四日市など公害訴訟の教訓

20

19

20

**責任解明の意義**

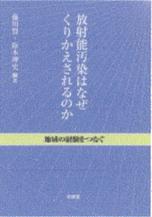
- ・加害責任を踏まえ、**政策の見直し**に道をひらく=**公害・薬害集団訴訟の教訓**
- ・事故に至る事実関係と責任の究明は、それ自体が被害者にとって重要な意味をもつ。国と東京電力の責任を明らかにすることは、**「金目」ではない精神的な救済**につながる。
- ・また、**今回のような事故を二度と起こさないためにも**、責任の検証は不可欠。  
→ 被害者の**集団訴訟**や**東電刑事裁判の意義**

21

**まとめ: 地域の経験をつなぐ**

震災9年目の現在、**被害の過小評価**と**「風化」**をいとめるためにも、今回の事故を**「福島の問題」に封じ込めず**、多くの市民が**「私たちの問題」**とあらためて捉えなおす必要がある。国内各地の放射能汚染、原子力事故、公害被害地域など、**他地域の経験にも学んで、将来に向けた普遍的教訓を導き出して**いくことが強く求められる

(藤川・除本編著『放射能汚染はなぜくりかえされるのか』東信堂、2018年)



22

21

22

**参考文献**

除本理史  
『**原発賠償を問う**』(岩波ブックレット、2013年)

同『**公害から福島を考える**』(岩波書店、2016年4月20日刊行)




23

**環境と公害**

『**環境と公害**』  
2019年1月号  
(岩波書店)、  
特集「**ふるさと喪失の被害実態と損害評価**」

Research on Environmental Disruption



24

23

24

## 浪江原発訴訟 ～集団ADRから集団訴訟へ

平成31年3月  
濱野 泰嘉  
浪江町支援弁護士事務所長

1

## 1. 浪江原発訴訟

- 第1次提訴  
平成30年11月27日・福島地方裁判所  
原告:109名・49世帯  
被告:国・東京電力



2

## 2. 浪江町集団ADR①

- 申立日 平成25年5月29日
- 申立人 約1万5700人・約6700世帯  
(事故時:2万1436人・1万0109世帯)
- 手続 口頭審理2回  
現地調査1回 (仮設住宅→浪江町)  
進行協議6回 (約10か月)
- 和解案 平成26年3月20日

3

## 2. 浪江町集団ADR②

- 仲介委員「和解案提示理由書」
- 全員一律で慰謝料増額認める
  - ①避難生活の長期化に伴う精神的苦痛(将来への不安等)の増大による慰謝料の加算
  - ②避難により高齢者の正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた日常生活阻害慰謝料として加算
- 被ばく不安慰謝料にも言及する

4

## 2. 浪江町集団ADR③

- 申立人 平成26年5月26日受諾表明
- 東電 平成26年6月25日拒否回答
- 手続 進行協議19回 (約4年)
- 和解案 和解案提示理由書・補充書・補足  
和解勧告・和解案受諾勧告書  
総括委員会が所見・助言
- 終了 平成30年4月5日打ち切り

5

## 3. 原発ADRの機能不全

- 原子力損害の賠償に関する紛争を迅速かつ適正に解決するための制度
- 「原賠法が予定する和解仲介手続を含む原子力損害に対する賠償システム自体の信頼性を大きく揺るがすおそれがある極めて憂慮すべき事態」(原紛センター総括委員会)
- 「センターの紛争解決機能自体が阻害され、多くの原発被害者救済に支障を生じる」(仲介委員)

6

#### 4. 訴訟準備①

- 町が全世帯に意向調査票送付(5月)  
回答:4300世帯、訴訟検討:約2200世帯
- 町民説明会(5月、5か所)
- 訴訟説明会(7月、5か所)、被害実態調査票配付
- 町民が被害実態調査票を返送(約800世帯)
- 原告団準備会(8~9月、3回)
- 訴訟説明会・個別相談会(10月、約100世帯)
- 原告団設立総会(11月18日、現在約250世帯)

7

#### 5. 浪江原発訴訟②

- 請求内容
  - 避難慰謝料の増額
  - コミュニティ破壊慰謝料
  - 被ばく不安慰謝料
  - 和解案拒否による慰謝料(期待権侵害)
- 費用
  - 着手金・諸費用(実費)
  - 原告団活動費

10

#### 4. 訴訟準備②

- 目的の共有
  - ①国と東電の原発事故における責任を明らかにする
  - ②浪江町民の一律解決をめざす
  - ③被害の甚大さを広く訴え、慰謝料に反映させる
  - ④東電のADR和解案の拒否を許さない
- 原告団組織の確立  
目的・名称など規約全体について議論
- 原告・弁護団の信頼関係  
原告団準備会、訴訟説明会・個別相談会、設立総会など

8

#### 5. 浪江原発訴訟③

- 裁判期日
  - 第1回:5月20日(月)14時30分~
  - 第2回:7月18日(木)14時30分~
  - いずれも、203号法廷(傍聴席70席)



11

#### 5. 浪江原発訴訟①

- 原告  
第1次提訴:109名・49世帯  
今後、追加提訴を行っていく予定
- 原告団役員  
役員:14名(うち、団長:1名、副団長:3名)  
【地域別】県北:4名、相双:4名、いわき:3名  
県中南:2名、県外1名

9

## 除染土壌の村内再利用を考える

糸長浩司  
IISORA共同世話人 日本大学特任教授  
NPO法人エコロジー・アーキスケープ 理事長

★除去土壌再利用問題の経緯

- 放射性物質汚染対処特措法 2011年8月
- 特措法の基本方針（閣議決定） 2011年11月11日  
「汚染の程度が低い除去土壌・再生利用等を検討する。」
- 福島特措法改正「特定復興再生拠点区域復興再生計画」2017年5月
- 飯館村、同村長泥行政区、環境省で合意 2017年11月22日
- 飯館村特定復興再生拠点区域復興再生計画 申請2018年3月27日  
※ 農の再生にあたっては、実証事業により安全性を確認したうえで、造成が可能な農用地等については、再生資材で盛土した上で覆土することで、農用地等の造成を行い、農用地等の利用促進を図る（環境省事業）。
- 長泥地区特別復興計画を内閣総理大臣認定 2018年4月20日

1

### ■村の長泥地区特別復興計画の主な事業

除染・家屋解体 村営住宅・短期滞在・交流施設の整備  
農用地等の環境再生事業（再利用実証実験、農地埋め立て）  
桜並木、神社等の文化・交流拠点の整備・再生  
約186ha（森林・水面を除くと約140ha）  
計画期間：2023年5月末まで  
避難指示解除目標：2023年春頃  
（村営住宅等整備箇所先行解除）居住人口目標：約180人

☆村が環境省に要請（除染と除去土壌の再利用）  
→ 合意 → 福島特措法で対応  
地元自治体の再生計画に再利用が明記されていることを理由に環境省は実証実験？

- 村・長泥住民・近隣行政区住民・環境省・有識者を含む「飯館村長泥地区環境再生事業運営協議会」2018年8月27日～長泥地区の除染及び実証実験事業が開始される

2

### 除染土再利用・処分の「実証事業」状況

【除染土再利用】

- 福島県 南相馬市 → 実施済み、
- 福島県 二本松市 → 事実上撤回
- 福島県 飯館村長泥地区

☆南相馬市小高区の常磐自動車道の拡幅工事利用計画  
※このほかに、分級処理システム実証事業を中間貯蔵施設で実施中

【除染土の埋め立て処分】

- 茨城県東海村 ● 栃木県那須町

### 除染土壌の再利用方針（福島県内）

- 目的...最終処分が必要となる除染土壌の量を減少させる
- 対象...福島県内の除染土壌・廃棄物など2,200万m<sup>3</sup>（2015年1月時点推定）のうち、8,000Bq/kg約1000万m<sup>3</sup>
- 環境省で2015年7月より検討開始。
- 用途先の例...道路・鉄道・海岸防災林・防潮堤の盛土材、廃棄物処分場の最終覆土材、中間覆土材、土地造成・水面埋立材、農地の嵩上げ材など（FoE満田氏の資料一部編集）

3

### 飯館村 特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

環境省12月17日資料

#### ■計画の意義・目標

飯館村長泥地区において、「改正・福島復興再生特別措置法（平成29年8月18日施行）」により新たに設けられた「特定復興再生拠点区域復興再生計画制度」を活用し、村の掲げる「ネットワーク型の賑い心づくりの理念のもと、特定復興再生拠点区域（約186ha）を定め、「地域住民が生き生きと暮らし、絆をつなげる拠点」に次世代に長泥の歴史をつなげる拠点を目標とする。

#### ■事業内容

- 居住促進ゾーン
  - ▶ 村営住宅、短期滞在・交流施設を整備し、住民の帰還・居住に向けた活動拠点をとする。
  - ▶ 多目的広場を整備し、地区住民間及び世代間の交流の場とする。
- 文化・交流拠点
  - ▶ 白鳥神社周辺や桜並木など、区域内の文化遺産を整備・再生し、地域の歴史・文化の保存と、地域コミュニティの維持・継承に繋げる。
- 農の再生ゾーン
  - ▶ 農用地等の利用環境を整備し、「農」による生きがいの再生、なごみの再生を推進する。
  - ▶ 安全性を実証し、再生資材及び覆土を活用した農用地等の造成を行う。
  - ▶ 村営農協が利用地等を管理して、新たな作物への転換や大規模化を図る。

#### ■計画の概要

計画の期間	平成35年5月まで
解除目標	平成35年春頃 （飯館村が地元自治体から先行解除）
居住人口目標	約180人

4

### 環境再生事業概要

環境省12月17日資料

【整備内容】  
環境再生事業として資材のストックヤード及び除去土壌の再生資材化施設エリアを整備後、農の再生ゾーンにおいて、再生資材を利用して造成を行う。

【全体整備規模】  
候補地：34ha（今後変更となる場合がある）  
※盛土量等については、今後の計画により具体化する。

凡例

- 環境再生事業候補地（造成エリア）
- ストックヤード
- 再生資材化エリア

再生資材化プラント

拡大図

ハウス栽培エリア

露地栽培エリア

5

### 除去土壌再生利用技術等実証事業概要

環境省12月17日資料

村内仮置場等に保管されている除去土壌を再生資材化し、造成を行い、資源作物等の試験栽培を行う。

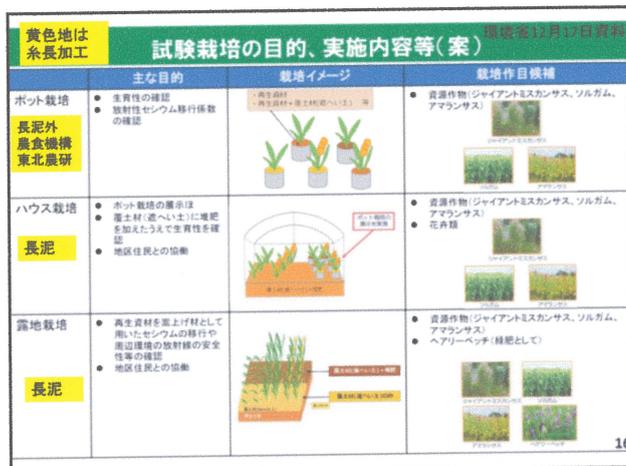
- 1) 村内の仮置場等から、除去土壌をストックヤードに運搬
- 2) 再生資材化施設を設置し、除去土壌から異物等の除去、濃度分別、品質調整し、再生資材化する（準備中）
- 3) 実証事業場所において、再生資材、覆土材を用いて造成（2018年冬以降）
- 4) 造成地において、露地栽培（試験栽培）を実施（2019年春以降）
- 5) これに先立ち、ポット栽培による生育性及び移行係数の確認を行い、ハウス栽培エリアにこれらの展示を設置するとともに、ハウス内で試験栽培を行う。（2018年12月頃～）

（参考）実証試験イメージ

6



7



8

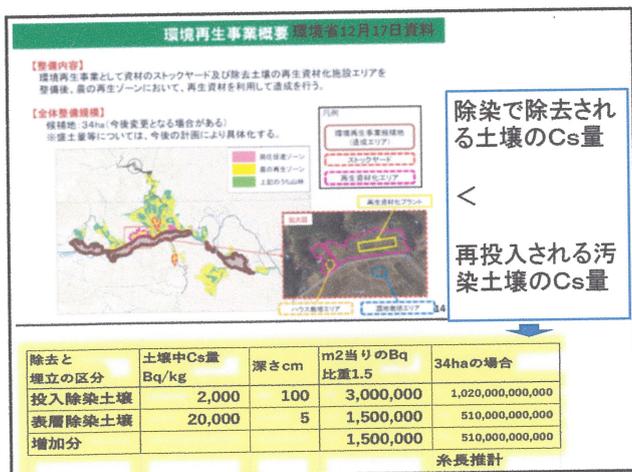


9

飯館村・佐須日大試験農場でのエネルギー作物試験栽培結果  
セシウム137 Bq/kg 2017年

作物種類	栽培箇所	土中20cm		作物中	
		平均Cs	Bq/kg	Cs	移行率 %
高糖度ソルガム抽出液	非除染農地	2497	1.3	0.05	
	除染済農地	264	1.3	0.5	
ヤーコン芋	非除染農地	2770	0.5	0.02	
	除染済農地	109	1	0.9	
二条大麦穂	非除染農地	2934	3.8	0.13	
	除染済農地	1931	3.8	0.2	
キャッサバ芋	非除染農地	3899	1.3	0.03	
ヒマシ実	非除染農地	3114	3.3	0.11	

10



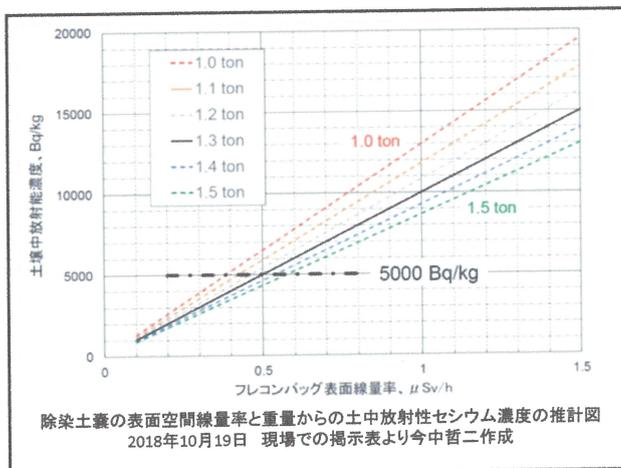
11



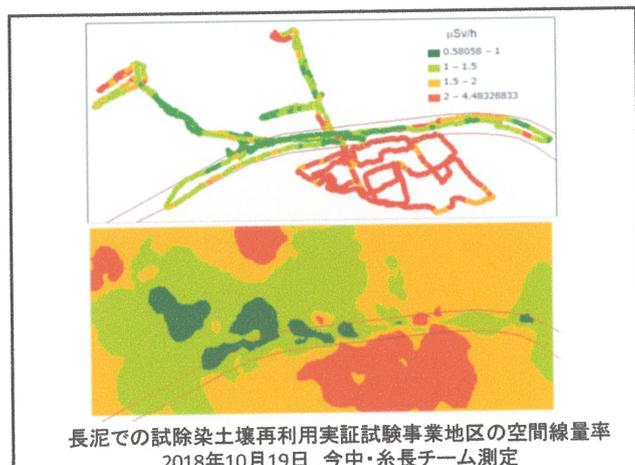
12



13



14



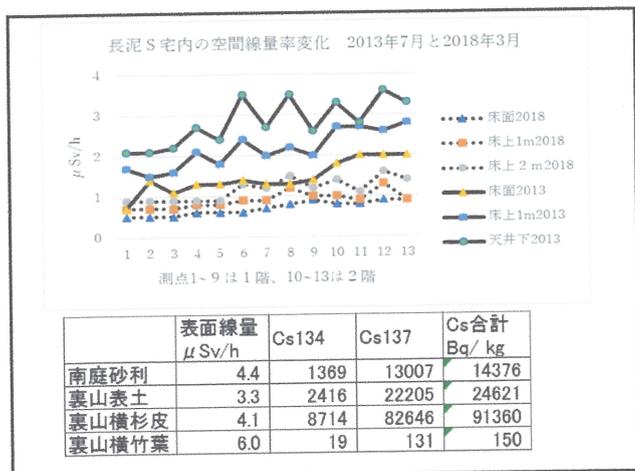
15

表1 飯館村長泥地区の採取土嚢中等の放射性セシウム賦存量  
2018年10月19日採取(糸長浩司)

場所	内容	表面線量	深さ	Cs134	Cs137	Cs計	c137 比率
①	水田	2.68 μSv/h	0-5cm	1,581	18,321	19,902	64%
			5-10cm	657	6,924	7,581	24%
②	農道土	2.33 μSv/h	0-5cm	893	9,693	10,586	89%
			5-10cm	86	1,011	1,096	9%
③	A宅地	3.35 μSv/h	0-5cm	2,167	24,626	26,793	96%
			5-10cm	57	849	906	3%
④	A宅裏山	2.48 μSv/h	0-5cm	1,292	15,332	16,624	58%
			5-10cm	875	9,547	10,421	36%
⑤	S宅地	4.33 μSv/h	0-5cm	2,732	30,475	33,207	94%
			5-10cm	74	803	877	2%
⑥	S宅裏山	4.7 μSv/h	0-5cm	2,711	33,093	35,804	95%
			5-10cm	104	1,105	1,209	3%
⑦	S宅擁壁 上部コケ			21,800	240,750	262,550	
⑧	S宅擁壁 下部コケ			8,513	96,991	105,504	

☆本調査の費用の一部は、一般財団法人住総研の2018年度の研究助成金による。

16



17

★長泥での村内の除染土嚢の再利用の問題について

- ① 宅地除染希望の長泥住民の気持ちを利用した駆け引き？  
当初の復興拠点地区より広い除染区域の代償として  
除染土嚢の再利用実証実験+農地埋め立て事業？
- ② 除去土嚢の公共事業等使用を拡大し、農地造成(土地改良事業)  
造成農地は私有地。埋め立て後も私有地のまま。  
私有地に廃棄された放射性汚染土嚢を公共が永久的管理？  
飯館村が「農業公社」等で永久的に管理利用する？
- ③ 汚染土嚢は表層土嚢、農地の基盤材  
には不適切。不同沈下心配。前例無し  
耐力土嚢として遮蔽用の  
山砂土嚢と混合、結果的にCs希釈。  
希釈前後のCs含有量の測定必要。
- ④ 浪江・南相馬の上流河川流域での  
放射性物質の捨て場
- ⑤ 埋め立て農地は比管川流域であり、  
福島県の堤防管理？

18

# 除染土はどこへ？

## 環境省の除染土の再利用・埋め立て処分方針を問う

環境省は、最大2,200万tの除染土のうち、5,000Bq/kg以下のものを「埋め立て処理・再処分」を行った上で、全国の公共事業や農地造成で利用できる方針を策定しました。現在、福島県飯館村長泥地区で除染土を農地造成に再利用するための検証事業を行い、その後に大規模な農地造成材料として使用しようとしています。福島県二本松市では、農道の路床材に使用する検証事業も進められていますが、国の方針が変更されたことにより、農地造成材料としての利用が難しくなりました。現在、飯館村農地造成材料の再利用について、環境省と関係機関が協議を進めています。除染土の再利用が今後の除染土の埋め立て処分を減らすための重要な鍵となります。

2018年12月23日(日) 13:30~16:30 (開場13:15)  
東京しごとセンター地下講堂(1日開催/聴取料無料/定員60名)

プログラム(予定、参加費無料)  
環境省の除染土の再利用・埋め立て処分の方針について(環境省に説明を要請中)  
各地からの報告  
1) 二本松：道路の路床材への再利用事業を市民が推進(土壌調査・みんなで作る一本松・市民の会)  
2) 飯館村：長泥地区での農地造成への再利用(長泥造成(飯館村放射能エコロジー研究会))  
3) 飯館村：農地造成での除染土埋め立て処分(山代農産(健康と環境研究プロジェクト))  
パネルディスカッション  
長泥造成、今中菅、山代農産、長泥造成、清田花子ほか  
資料代：500円

主催：飯館村放射能エコロジー研究会 (ISORA)  
国際環境NGO For Japan、飯子力市民委員会  
協力：一般社団法人福島復興プロジェクト、みんなで作る一本松市民の会  
問い合わせ：国際環境NGO For Japan  
TEL: 03-6909-5983 / FAX: 03-6909-5986 E-mail: info@forjapan.org  
当日連絡先: 090-4142-1807

19

### ★奇妙な報告書 飯館村除染検証委員会報告書 (2017年6月23日)

初回の測定と、5年8ヶ月を経た平成28年12月の測定結果を対比すると、すべての地点の減少率は86%以上で、ほとんどの場所で90%を超えます。観測地点の周囲が未除染である長泥行政区の定点測定においても、農地では83%、宅地では94%の減少がみられています。

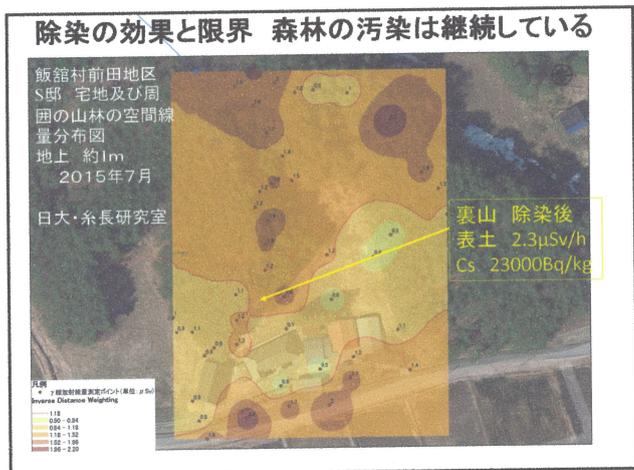
未除染の長泥地区での減少率は、除染地区より減少率は大きい。元が大きいことも影響か？ 除染の効果？

除染境界認定  
土壌深くCs残存  
認めるが、  
土壌中Csの継続調査？

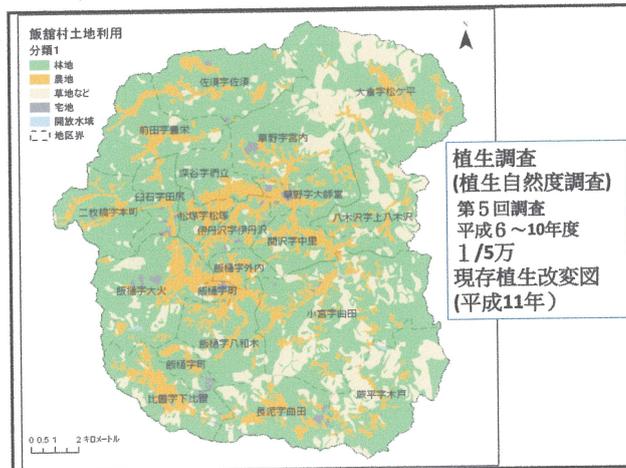
飯館村の農地の除染は、ほとんどが表土削り取りによる除染手法を採用し、効果的に放射性セシウムを除去することができました。行政区ごと値は異なるものの、除染後の5点による平均値は5,000Bq/kgを下回りました。

除染済農地で5000Bq/kg以下？ 5000Bq/kgを基準化したい？

20



21



22

### 除染土壌の搬出計画と実績 (環境省の報告データ加工 系長)

約 万m <sup>3</sup>	搬出済	未搬出済	総量	比率
飯館村	15	203	218	16%
浪江町	8	98	106	8%
南相馬市	8	123	131	9%
相馬市	2	7	9	1%
高尾村	7	31	39	3%
双葉町	9	13	22	2%
大熊町	13	26	38	3%
川内村	6	23	29	2%
富岡町	13	115	128	9%
楳葉町	7	30	37	3%
広野町	2	9	11	1%
いわき市	4	17	21	1%
浜通り合計	94	695	789	56%
福島全域	182	1218	1400	100%

### 飯館村土地利用別除染土壌推計値・系長

土地種目	面積 ha	比率	表層5cm 除去量 万袋
総土地面積	23,013	100%	
林野面積	17,323	75%	866
耕地面積	2220	10%	111
田耕地面積	1,260	5%	63
畑耕地面積	965	4%	48
宅地面積	770	3%	39
その他	2700	12%	

★宅地面積は除染より推計値

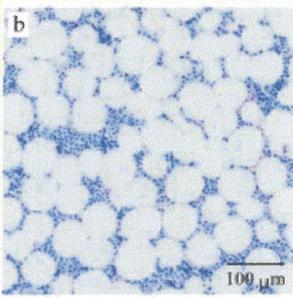
- 中間貯蔵に搬入予定の飯館村除去土壌は218万袋 全体の16%
- 飯館村森林の汚染表層5cm土壌量は、866万袋、(佐須の農地近接の山頂でCs137で1.3万Bq/kg (1.25µSv/h))
- 森林全体がCsの捨て場のまま放置。

23

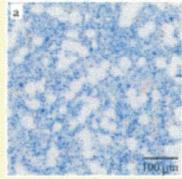
- ### 「放射能公害法 (汚染) 法」の制定を
- ①原子力国策産業による広範囲長時間の公害
  - ②環境基準値・規制値を明確にする。
  - ③放射能汚染地域の特定  
土地利用規制の実施 (補償も含めて)  
都市計画法、農業振興法、森林法等の規定
  - ④「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」  
(農用地汚染防止法)  
カドニウム・銅等の規制項目に放射性物質  
(セシウム等) を加える

24

第10回 IISORAシンポジウム 2019 福島  
**動物・植物への被曝影響研究の紹介**  
 -放射線・放射能の歴史を振り返りながら-



福島高汚染地域のニホンザルの大腿骨髄  
 2014年1月捕獲、メス8歳  
 筋肉中セシウム濃度 11400Bq/kg  
 Urushihara et al 2018



オス9歳、セシウム濃度 479Bq/kg

今中哲二  
 京都大学原子炉実験所

2019年3月23日  
 福島県青少年会館

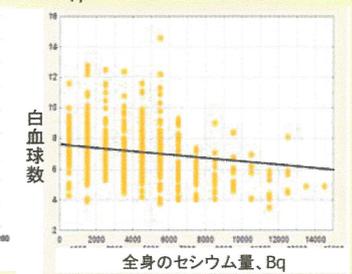
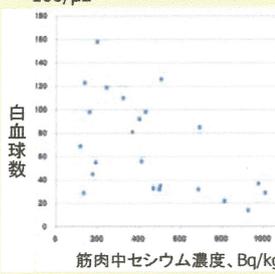
**福島のニホンザルとチェルノブイリの子供たちの体内セシウム量と白血球数**

Ochiai et al (2014)

Stepanova et al (2010)

福島市のニホンザル  
 2012~2013捕獲

ナロージチの子供たち  
 2009~2010測定



どちらのデータでも、体内のセシウム量が増えると、白血球数の減少する傾向が認められる

●放射線被曝と障害の歴史

**1895 レントゲンによるX線の発見**



陰極線の実験

1896年1月23日にレントゲンが撮影

レントゲンは、陰極線の実験から、紙を透過し蛍光板を光らせる何かが発していることを発見し、正体分からないので「X線」と名付けた。

●放射線被曝と障害の歴史

**X線医療利用にともなう皮膚炎・皮膚ガン**



館野之男「放射線と人間」岩波新書(1974)より

第2表 第2版「顕彰書」に採録されている日本の放射線障害物故者

第4表 放射線障害物故者数の国際比較

年代	イギリス	ドイツ	アメリカ	フランス	日本	全世界
1900-10	3	2	8	3	—	16
1911-20	5	4	10	8	—	34
1921-30	10	10	5	25	4	84
1931-40	10	18	22	18	7	105
1941-50	8	11	6	4	10	58
1951-60	6	14	4	4	13	55
1961-						9

日本以外は第2版「顕彰書」から、日本は日本医学放射線学会の調査から。

ドイツ放射線学会「全世界レントゲン学者・放射線学者顕彰書 第2版」1959.  
 物故者総数360名。うち日本人28名。

X線が発見されると、世界中のお医者さんが診断と治療に使い始めた。X線の濫用で、20世紀はじめ、皮膚潰瘍や皮膚ガンが医者や技師に多発した。

●放射線被曝と障害の歴史

**1896年 ベクレルによる放射能の発見**  
**1898年 キュリー夫妻によるラジウム、ポロニウムの発見**



1トンのウラン鉱石から0.1グラムのラジウムを抽出



ベクレルは、ウランからX線と同じようなものが出ていることを発見した。そして、キュリー夫妻は、ウラン鉱石の中に、ウラン以外にラジウムやポロニウムのような放射性物質が含まれていることを発見した。

5

●放射線被曝と障害の歴史

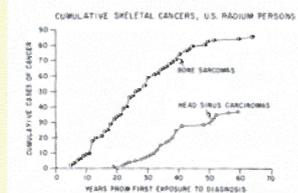
**ラジウムダイヤルペインターの骨肉腫**

1910年代~

夜行時計の文字盤にラジウムを塗るため、筆先を舐めながら作業した。



ALPHA-PARTICLE-INDUCED CANCER IN HUMANS\*  
 Charles W. Mays†  
 Radiobiology Division, Building 351, University of Utah, Salt Lake City, UT 84112



Mays. Health Physics 1988

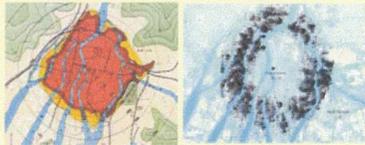
米国では、約3000人の作業員から約100件以上の骨がんと頭頸部がんが発生

●放射線被曝と障害の歴史

広島・長崎の被爆生存者追跡調査  
LSS (Life Span Study) 1950.10.1~

	被爆者総人数 (1950 国勢調査)	LSS 研究固定集団(1950)		
		被爆群	非被爆群	合計
広島	159,000	62,000	20,000	82,000
長崎	125,000	32,000	6,000	38,000
合計	284,000	94,000	26,000	120,000

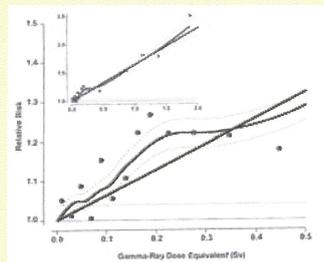
1950年国勢調査の附帯調査を  
基に、ABCCは12万人の固定  
追跡集団を設定。  
戸籍を基に定期的に生死を  
チェック。死亡の場合は、死  
亡診断書で死因を確認。  
一方、各被爆生存者の被曝量  
を推定。



調査対象者の原爆の時の位置

●放射線被曝と障害の歴史

広島・長崎の被爆生存者の追跡調査結果



広島・長崎の調査結果は、  
被曝量の増加とともにガン  
死が比例して増えることを  
示している。

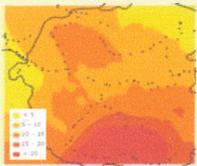
比例関係を認めるなら、被  
曝量が少なくても、少ない  
なりに「リスクがあることにな  
る。」

ICRPは、こうしたデータを  
基に、一般人に対する「線  
量限度」を年1ミリシーベル  
とした。

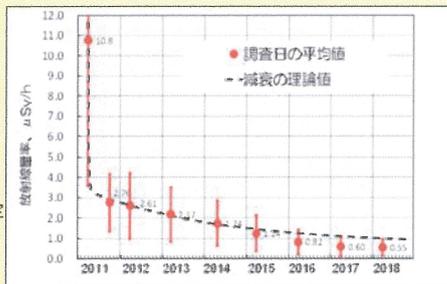
Pierceら、Radiation Research 2000

広島・長崎データから、100ミリシーベルト以下(0.1シーベルト以下)の影響  
は、直接的には判定できないが、「判定できないこと」と「影響がないこと」と  
は全く異なる。

飯舘村の汚染と放射線量の推移



2011年3月29日の飯舘村の  
放射線量分布。今中らの測定



飯舘村の平均放射線量の推移

7年間で飯舘村の放射線量は20分の1になった。  
物理的な減衰(破線)と測定値(赤丸)を比較して、除染の効果や  
約2分の1と言えるだろう。

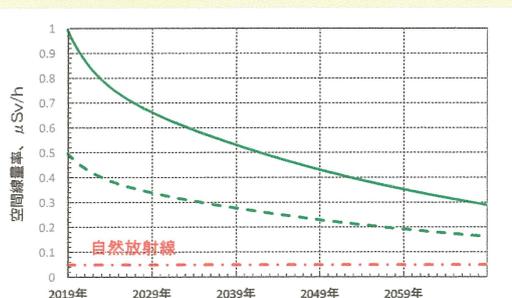
飯舘村の家屋周辺サーベイのまとめ  
2016年実施

地区名	戸数	空間線量率平均値、 $\mu$ Sv/時			
		入口道路	玄関前	庭	母屋裏
前田	55	0.68	0.42	0.60	0.78
上飯樋	125	0.48	0.37	0.51	0.68
蔵平	48	0.99	0.79	1.01	1.13
萱刈庭	21	0.86	0.65	0.93	1.09

いまの飯舘村の家周りの放射線量は、毎時0.4~0.8マイクロシーベルト程  
度だろう。外部被曝は年間2~4ミリシーベルトになる。

放射線量の今後50年間の予測

いま1マイクロシーベルト/時と0.5マイクロシーベルト/時の場合  
自然放射線量を0.05マイクロシーベルト/時と仮定



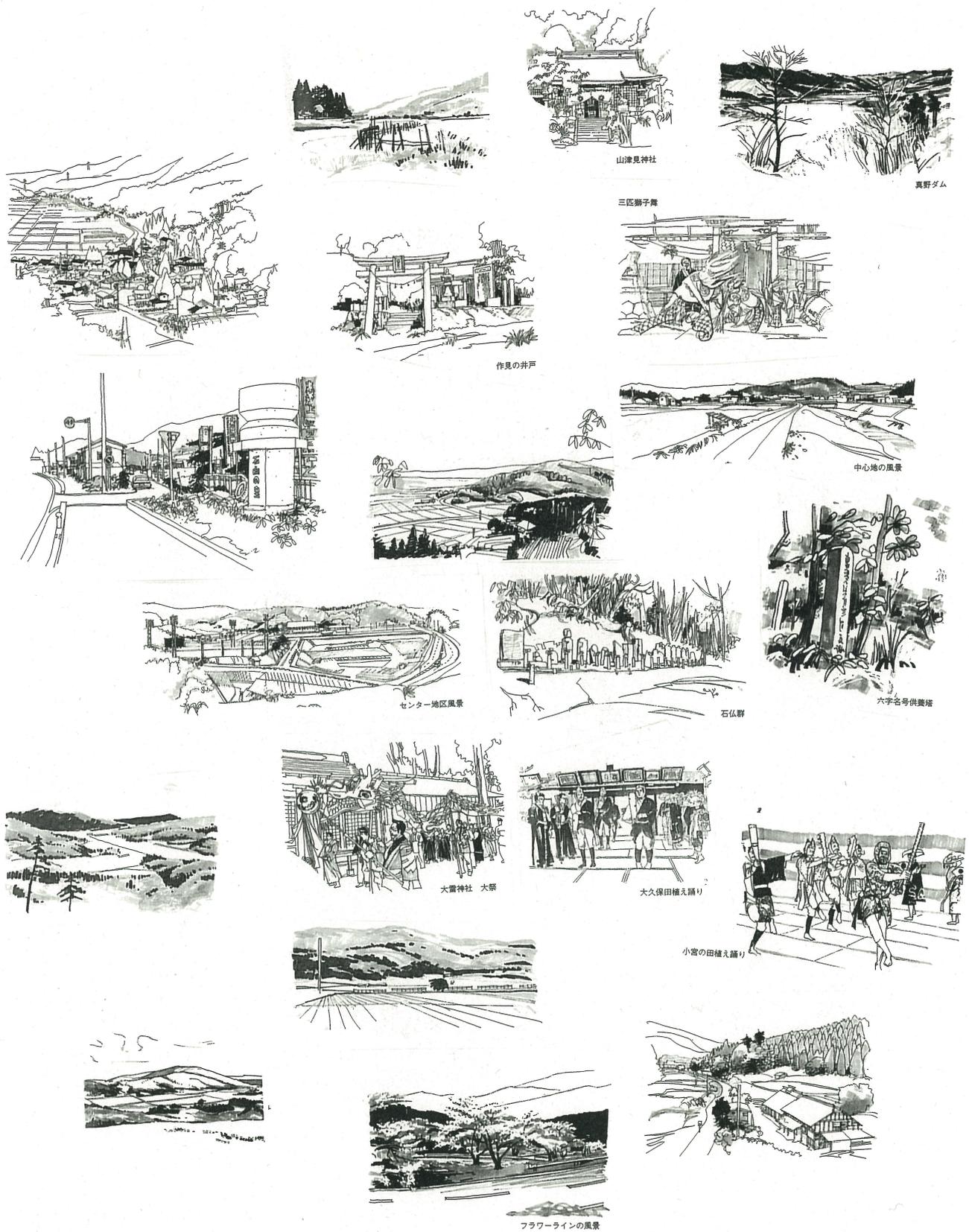
現在の汚染は半減期30年のセシウム137なので、これからは、  
30年で放射線量が半分になる。

汚染地域で暮らすとは

- 余計な被曝はしない方がいい
- ある程度の被曝は避けられない

この相反する2つのことに折り合いを  
つけられるかどうか、つまり、どこま  
での被曝をガマンするかは個人の判断  
であり、行政が決めることではない。

国や東電の役割は、被災者がどのような選択  
をしようと、その選択を支援することである。



『飯舘村第4次総合計画』（1994年）地区別計画各地区別スケッチ  
 （作画：日本大学糸長研究室、李京生）より抜粋

編集・印刷

2019年3月20日

日本大学生物資源科学部 生物環境工学科 建築地域共生デザイン研究室 糸長浩司